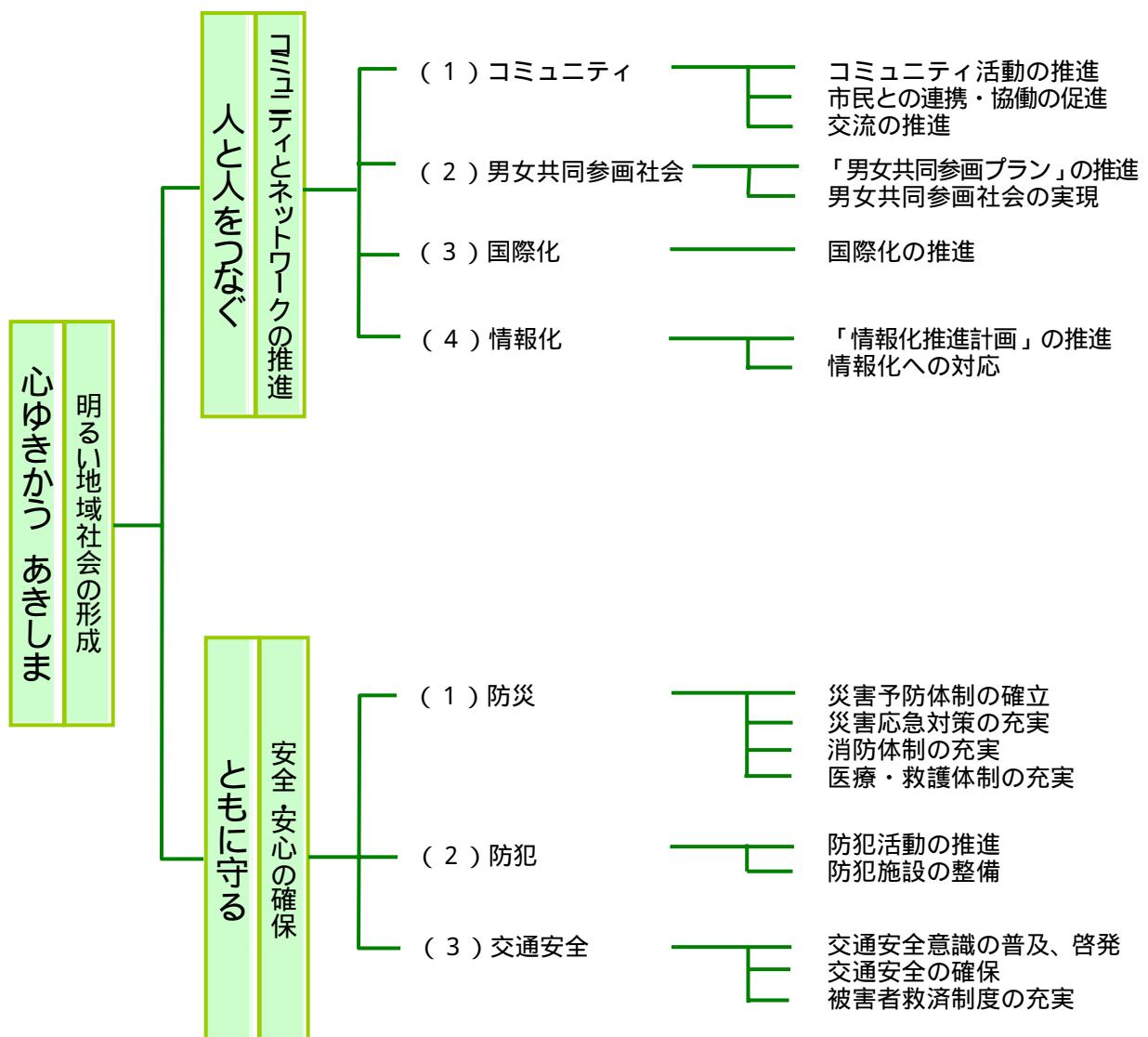


第1章

心ゆきかう あきしま（明るい地域社会の形成）



1 人と人をつなぐ（コミュニティとネットワークの推進）

（1）コミュニティ

【施策の目指す姿】

地域住民一人ひとりが、お互いを尊重しあいながらいきいきと活動し、活力ある地域社会が形成され、市民参画と協働による、市民と連携したまちづくりが進んでいます。

コミュニティを基点として、地域のきずなが形成されているとともに、さまざまな人々が積極的に連携し、交流しています。

【現状と課題】

コミュニティ活動推進のため、情報提供や広報・啓発活動などを実施し、市内2地区にコミュニティ協議会が設立されています。

社会福祉協議会にボランティア活動の中間支援組織である昭島ボランティアセンターが設置され、ボランティアに関する情報提供やネットワーク作りが進んでいます。また、アダプト制度による道路や公園などの美化・清掃ボランティア活動では、34団体、350人以上の方が活動しています。

情報提供やイベントの実施などにより市民交流を推進しています。また、引き続き岩手県岩泉町などとの交流事業を実施し、群馬県館林市とは災害時の応援協定を含め交流を進めています。

【課題】

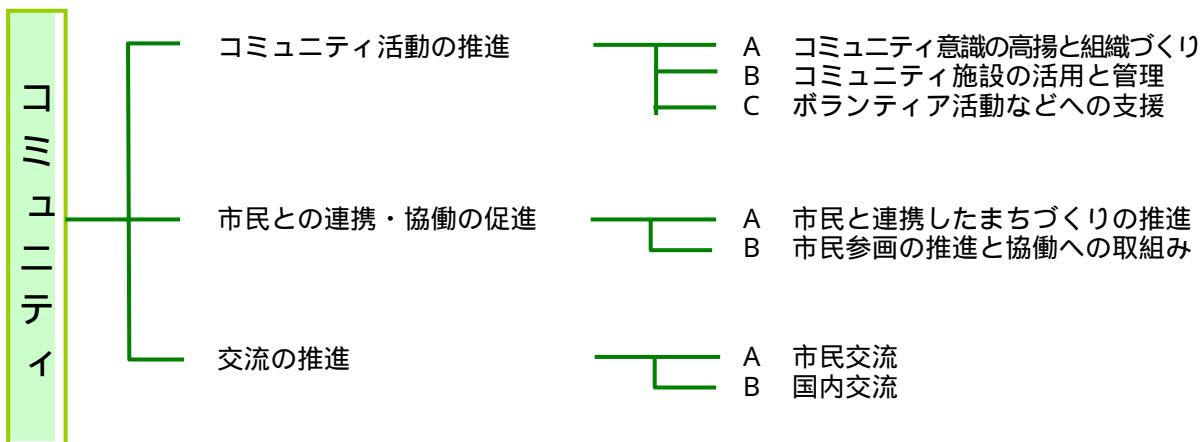
地域のコミュニティ活動の活性化やリーダーの育成、地域の人材の活用などに努めるとともに、自治会への加入促進の支援や、活動の場の確保に向けた取組みも必要となっています。

コミュニティ活動の活性化を市民との連携につなげ、まちの地域力を高め、市民が主体となる市民と連携したまちづくりを進める必要があります。

市民参画の推進をはかり、行政から市民への分権を進め、市民の選択と責任に基づく市民との協働を尊重し、その実現と推進に努める必要があります。

さまざまな人々がさらに集い、交流できるように、情報の提供やイベント、事業の充実が求められています。

【施策の体系】



【基本施策】

施 策 名	主な取組の内容
コミュニティ活動の推進	<p>A コミュニティ意識の高揚と組織づくり</p> <p>コミュニティに対する関心を高め、市民が地域での役割を認識し、コミュニティ活動に積極的に参加できるよう、情報提供や広報活動の充実に努めます。</p> <p>自治会や老人会など地域に根ざした活動団体への支援を行うとともに、地域のリーダーや担い手を育成し、新たなコミュニティ組織の設立など組織づくりの働きかけを行います。</p> <p>B コミュニティ施設の活用と管理</p> <p>地域におけるコミュニティ活動の拠点として、既存の公共施設の有効活用をはかるとともに、引き続き自治会集会施設の整備に対する助成を実施します。</p> <p>コミュニティ施設については、武蔵野会館の事例を踏まえ、地域の意向や自主性を反映した管理・運営形態の検討を進めます。また、葬儀が可能な施設についても具体的な検討を行います。</p> <p>環境に関するコミュニティ活動の拠点として、新たに整備された環境コミュニケーションセンターのプラザ棟の活用をはかります。</p> <p>C ボランティア活動などへの支援</p> <p>昭島ボランティアセンターと連携し、市民がボランティア活動を行うとき、行いたいと思ったときの支援を推進するとともに、市民がボランティアを依頼したいと思ったときの情報提供に努めます。</p> <p>引き続きアダプト制度の充実に努め、市民との協働による身近な公共空間の維持・管理を進めます</p>

市民との連携・協働の推進	<p>A 市民と連携したまちづくりの推進 市民連携推進指針に基づき、お互いの役割と責任を自覚した、新たな市民連携を進め、市民が主役となる、市民と連携したまちづくりを進めます。</p> <p>B 市民参画の推進と協働への取組み 地域の課題解決に向け、企画段階から実施段階まで広い範囲で市民参画を推進し、行政から市民への分権を進めます。また、市民参画を、相互の信頼と理解に立った協働へつなげ、行政のあらゆる場面で市民との協働を尊重した取組みを進めます。</p>
交流の推進	<p>A 市民交流 地域情報システムを活用した、市民交流の新たな仕組みづくりに取り組むとともに、市民が参加したくなるようなイベントや参加しやすい事業の充実に努めます。</p> <p>B 国内交流 岩手県岩泉町との小学生国内交流事業や物産交流を継続するとともに、災害時の応援協定を締結した群馬県館林市とのさらなる交流に努めます。また、自治体相互の職員の人事交流もはかります。</p>

【政策指標】

指標名	現状値	目標値(H27)	目標値(H32)
地域活動に参加している市民の割合	44.7% 1	50%	55%
昭島ボランティアセンターの登録団体数	67団体 2	80団体	100団体
アダプト制度の参加団体数	34団体 3	40団体	50団体

1 市民意識調査(平成22年1月)による

2 社会福祉協議会(平成21年)による

3 生活コミュニティ課(平成21年)による

(2) 男女共同参画社会

【施策の目指す姿】

性別に関係なく、すべての市民が互いに尊重しあい、その役割と責任を分かちあいながら、あらゆる分野に平等に参画し、個性豊かにいきいきと暮らしています。

【現状と課題】

【現状】

昭島市では、男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画都市宣言の趣旨を踏まえ、「男女共同参画プラン」に基づく施策を推進しています。

市民の意識も少しずつ変化しつつありますが、性別による固定的な役割分担意識などは依然として根強く残っています。平成21年(2009年)に実施した男女平等に関する市民意識・実態調査では、性別役割分業についての考え方男性の23.3%、女性の17.1%、全体では19.6%の市民が賛成と回答しています。

【課題】

男女共同参画社会の実現に不可欠である、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向け、働き方全体の見直しなど、社会全体で取り組むことが求められています。

社会環境が大きく変化する中、配偶者等からの暴力（DV：ドメスティックバイオレンス）やセクシャル・ハラスメント、ストーカーなど女性に対する暴力、人権侵害への対応も強く求められています。

すべての市民が互いに尊重し合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分発揮できる社会が実現できるように、あらゆる分野において、男女共同参画の視点に立った取組みが求められています。

【施策の体系】



【基本施策】

施 策 名	主な取組の内容
「男女共同参画プラン」の推進	男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画都市宣言の趣旨を踏まえ、平成 22 年（2010 年）度に改定された「男女共同参画プラン」に基づき、各種の施策を推進します。
男女共同参画社会の実現	<p>A 男女平等意識の普及・啓発</p> <p>すべての市民が、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女平等参画社会を実現するため、引き続き基本的人権尊重の視点に立ち、家庭、学校、職場、地域などあらゆる場において、男女平等意識の普及、啓発をはかります。</p> <p>B 配偶者等からの暴力の防止と男女の健康支援</p> <p>配偶者等からの暴力やセクシャル・ハラスメントなどは、著しい人権侵害であり、これらを未然に防止していくことは、男女共同参画社会を形成していく上で重要な課題です。関係団体との連携、協力のもと、これらの暴力の根絶に向けた対策を推進します。</p> <p>男女が互いの性について理解し、生涯にわたり心身ともに健康で、思いやりをもって暮らしていくため、性差に関する正しい知識の普及、啓発や、性差や年代に応じた男女の健康支援に努めます。</p> <p>C ワーク・ライフ・バランス の推進</p> <p>性別による固定的な役割分担意識をなくし、仕事においても、家庭においても、地域においても、男女が共に、自らの選択によりその責任を果たしていくように、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。</p> <p>男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会を作り上げることは、男女共同参画の視点だけでなく少子化対策からも重要です。仕事と家庭生活や地域活動を含む社会生活を男女がともに営み、対等に分かち合うため、仕事と生活の両立に向けた支援を推進します。</p> <p>D 男女がともに生きる地域づくり</p> <p>地域において、男女が互いに尊重しあい、心豊かに暮らしていくため、地域での活動を男女がともに担い、ともに参画していく環境の整備に努めます。また、地域において、男女がともに自立した豊かな高齢期を送ることができるよう、さまざまな角度からの支援を行います。</p> <p>男女が自らの意思に基づき、性別にとらわれることなく、あらゆる分野において政策や方針等の意思決定へ参画していく機会の確保に努めます。</p>

【政策指標】

指 標 名	現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
男女の地位が対等になってい ると思う市民の割合	44.9% 1	50%	65%
審議会等における女性委員の 割合	31.4% 2	35%	40%

1 市民意識調査（平成 22 年 1 月）による

2 職員課（平成 22 年 6 月）による

(3)国際化

【施策の目指す姿】

「多文化共生」のまちづくりが進められ、外国人が暮らしやすいまちになっているとともに、国際交流に根ざした、相互の理解と平和への意識が高まっています。

【現状と課題】

【現状】

グローバル化が進み、海外から多くの外国人が来日し、外国籍の市民も増加しています。平成22年(2010年)4月の東京都内の外国人登録者は41万人を超え、東京都の人口の約3.2パーセントを占めています。

平成20年(2008年)に実施した市民意識調査で、市民生活における国際交流はどのような点から進めればよいか聞いたところ、「子どもたちの交流を中心に、市民ぐるみの交流を進める」(35.2%)、「日常生活や文化・スポーツ面の交流を進める」(26.7%)、「相互に学生を交換し、ホームステイ・ボランティア等を通じた人的交流を進める」(22.2%)の順となっています。

【課題】

言葉や習慣等の違いから発生するコミュニケーションギャップを乗り越え、外国人が地域で安心して生活できるよう、「多文化共生」のまちづくりを進めることができます。

外国人が必要とする情報を得やすくするため、英語版ホームページの開設など、外国語による情報の提供に努める必要があります。

グローバル化が進展するなか、次代を担う子どもたちが、異文化に対する理解を深め、グローバル社会に柔軟に対応できるよう、国際理解教育や外国語教育を推進することが求められています。

【施策の体系】

国際化

国際化の推進



A 地球的規模の視野をもつひとづくり

B 国際交流の推進

C 国際化にふさわしいまちづくり

【基本施策】

施 策 名	主な取組の内容
国際化の推進	<p>A 地球的規模の視野をもつひとづくり</p> <p>次代を担う児童や生徒が広い視野を持ち、世界の人々と協調して生きていく力を身につけるため、国際理解教育を推進するとともに、外国語によるコミュニケーション能力の育成に努めます。</p> <p>生涯学習においては、引き続き国際理解を進める講座の実施に努めるとともに、市民やN P Oなどの国際的な実践活動の支援に努めます。</p> <p>B 国際交流の推進</p> <p>市民や団体、事業者などによる国際交流を支援し、市民レベルによる国際交流の場や、気軽に国際交流に関わることができる環境の整備を進めます。</p> <p>国際交流の機会を増やしていくため、引き続き中学生海外派遣事業に取り組むとともに、関係機関と連携し、海外の青少年の受け入れについても検討していきます。</p> <p>C 国際化にふさわしいまちづくり</p> <p>外国人が安心して暮らせるよう、相談体制の整備に努めるとともに、ホームページの英語版を開設し生活や医療などに関する情報提供を充実させるほか、外国人にとってわかりやすい公共施設の表示などに努め、「多文化共生」のまちづくりを推進します。</p>

【政策指標】

指 標 名	現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
市のホームページ（英語版）への年間アクセス件数	開設に向けた検討中	5,000	10,000

(4) 情報化

【施策の目指す姿】

ICTの活用により、住民の視点と費用対効果の視点に立った簡素で効率的な市政が実現し、市民の利便性の向上がはかられ、市民との協働によるまちづくりが進んでいます。

【現状と課題】

【現状】

ICT (Information and Communication Technology : 情報通信技術) をはじめとしたデジタル技術が社会の隅々に行き渡り、「空気」や「水」のように抵抗なく受け入れられて、暮らしの豊かさや、人と人のつながりを実感することができる社会の実現が求められています。

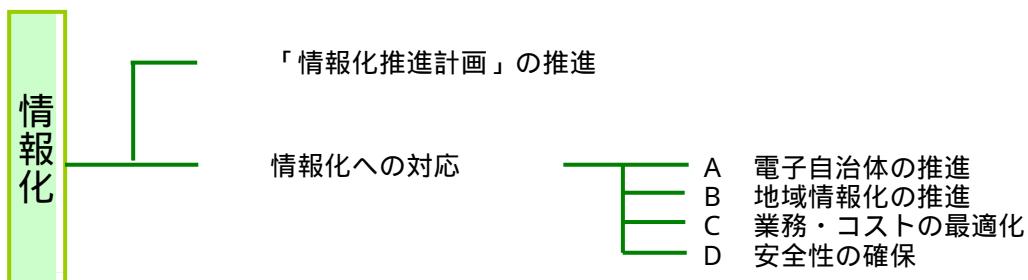
昭島市では、業務の効率化に向け、住民情報システム、財務会計システムや公共施設予約システムなどの導入を図り、市民サービスの向上に努めました。

【課題】

電子自治体の推進により、行政サービスの高度化や、市民から信頼される行政運営の実現、市民の連携と参画の推進による地域課題の解決などが求められています。また、情報化の推進とともになう各種コストの最適化も重要な課題となっています。

情報教育を推進し、情報格差の解消や地域情報化のための人材育成を進めるとともに、市民が安全・安心して情報化の恩恵を享受できるように、情報セキュリティを確保することが求められています。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取組の内容
「情報化推進計画」の推進	「昭島市情報化推進計画」に基づき、計画的かつ総合的に地域情報化を推進します。
情報化への対応	<p>A 電子自治体の推進</p> <p>ICT をはじめとしたデジタル技術の有効活用により、利便・効率・活力を実感できる電子自治体の実現に努めます。</p> <p>電子自治体の推進に向け、情報化を組織的に管理、運用する体制の確立に努めるとともに、情報化を推進し、牽引するリーダーの育成に努めます。</p> <p>B 地域情報化の推進</p> <p>ICT を有効に活用して、市民生活に関わるさまざまな分野において、タイムリーな情報の提供と、市民サービスの向上をはかり、より便利でより快適な市民生活の実現に努めます。</p> <p>地域の主体である市民が連携し、積極的に参画し、市民と行政が共同して地域の課題解決がはかられるように、地域情報化を推進し、ICT を有効に活用したまちづくりを進めます。</p> <p>学校教育や生涯学習などを通じて、情報教育を推進し、情報格差の解消や情報活用能力の向上をはかるとともに、地域情報化を進める指導的な人材の育成に努めます。</p> <p>C 業務・コストの最適化</p> <p>情報化に関するシステムの効率的な運用をはかるため、高い品質や安全性を確保しつつ、基幹となるシステムと各種業務システムの連携を強化し、システムの平準化に努め、各種コストの最適化を進めます。</p> <p>電子自治体を推進するにあたり、業務の標準化や簡素化、連携の強化をはかり、効率化を進め、情報化に関する経費の抑制に努めます。</p> <p>D 安全性の確保</p> <p>市民から信頼される行政運営の確立に向け、個人情報の保護や情報セキュリティ対策のより一層の強化をはかり、情報化に関する市民の安全・安心の確保に努めます。</p> <p>情報化の進展にともない、現行の情報セキュリティ対策における基本方針と対策基準（セキュリティポリシー）については、必要に応じた見直しをはかるとともに、具体的な実施手順を策定し、その徹底をはかります。</p> <p>災害や事故など不測の事態が発生した場合にも、情報システムへの影響を最小限に抑え、速やかに復旧ができる体制の整備に努めます。</p>

【政策指標】

指 標 名	現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
市ホームページへの年間アクセス件数	390,106 件	1 450,000 件	500,000 件

1 事務報告書（平成 20 年度）による。

2 ともに守る（安全・安心の確保）

（1）防災

【施策の目指す姿】

市民、団体、事業者、行政が一体となった総合的な防災体制が整備され、自助・共助・公助の連携と協働により、市民が安全・安心して暮らすことができる災害に強いまちとなっています。

【現状と課題】

【現状】

昭島市では、自主防災組織の育成、強化に努め、平成13年（2001年）度に89組織だった自治会の自主防災組織数は、平成21年（2009年）8月現在、99組織となり、すべての自治会に組織するという目標を達成しました。

昭島市では、市立小中学校の校舎や体育館の耐震化を計画的に進めています。また、災害対策の中心施設となる市役所本庁舎は、必要とされる耐震基準を上回る耐震性を有しています。

災害時における情報体制の確立のため、平成17年（2005年）度には東京都防災情報システム、平成19年（2007年）度には緊急情報ネットワークシステム（Em-Net エムネット）の導入をはかり、国や東京都との情報伝達体制の整備を進めてきました。

緊急時の応援体制を確立するため、群馬県館林市をはじめ、近隣市町村と自治体間応援協定を締結しています。

災害時における応急物資については、計画的な備蓄に努めています。このうち、備蓄食糧については、備蓄計画に対し、ほぼ100%の充足率となっています。

【課題】

公共施設は、多くの市民が利用し、また、災害時には避難場所や応急対策の活動場所にもなることから、積極的な耐震化が求められています。

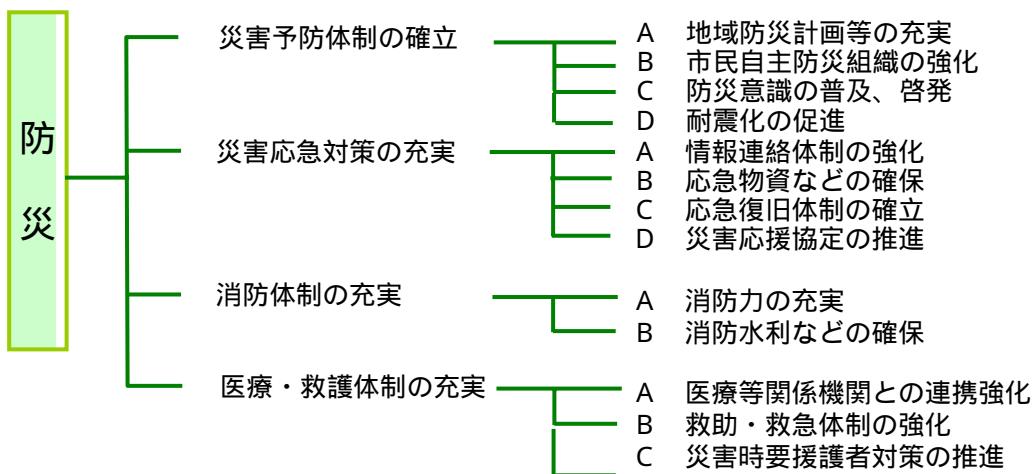
災害時の情報伝達手段として防災行政無線の機能強化に努めていますが、今後も、難聴地域の解消に努め、デジタル化の検討を進める必要があります。

応急復旧体制をさらに充実していくため、BCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）の策定や、事業所や関係団体、他の自治体との応援協定などの拡大に努めていく必要があります。

常備消防のさらなる充実を求めていくとともに、非常備消防については消防団員の確保と育成、装備や施設の維持向上に努め、消防体制を強化していくことが必要です。

災害時における医療・救護体制の確立のため、引き続き関係機関との連携強化、災害時要援護者への対応を充実していく必要があります。

【施策の体系】



【基本施策】

施 策 名	主な取組の内容
災害予防体制の確立	<p>A 地域防災計画等の充実</p> <p>地域防災計画については、総合防災訓練や震災時図上演習の実施などにより具体的な検証に努めるとともに、国や都の計画の状況などにも配慮し、必要に応じた見直しをはかり、より実効性のあるものとしていきます。</p> <p>災害時の初動体制をより確実なものとするため、事業継続計画（BCP）を策定し、災害時における市民生活への影響を最小限にできるよう努めます。</p> <p>鳥インフルエンザなどへの危機管理体制の確立に向けた対応計画の検討を進めます。</p> <p>B 市民自主防災組織の強化</p> <p>「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを基本に、市民の自主的な防災活動を支援し、自治会などを中心とした市民自主防災組織の育成、強化に努めます。</p> <p>引き続き自主防災組織の結成に努めるとともに、市民の自主防災組織への加入を促進します。</p> <p>C 防災意識の普及、啓発</p> <p>引き続き防災訓練や防災研修会などの開催や、立川市と共同で購入した起震車の有効活用などに努め、防災意識の普及、啓発をはかります。広報紙や防災マップ、ホームページなどを活用し、避難場所などの周知につとめます。</p> <p>災害による被害を少しでも少なくするため、消防関係機関との連携の</p>

	<p>もとに、地域における予防活動と応急活動の推進に努めます。</p> <p>D 耐震化の促進</p> <p>昭島市の公共施設のうち、耐震化の基準を満たしていないものについては、災害時の活動拠点や避難所となる施設を優先し、計画的な耐震化を進めます。</p> <p>災害に強い安全・安心なまちづくりを進めるため、住宅・建築物の所有者や管理者が主体的に耐震の取組みができるような環境の整備に努めます。</p>
災害応急対策の充実	<p>A 情報連絡体制の強化</p> <p>災害時の情報収集や指揮伝達統制の効率化、自治体携帯サイトの活用やエリアメールの導入などに努めます。</p> <p>防災行政無線（同報系）の難聴地域の解消に努めるとともに、無線設備のデジタル化に向けた検討を進め、災害時の情報連絡体制の強化をはかります。</p> <p>B 応急物資などの確保</p> <p>災害時の応急物資として、引き続き非常用食料の備蓄と飲料水、防災用資機材などの確保をはかります。</p> <p>災害時に応急物資などが効率的に活用できるように、備蓄倉庫などの増設を含め、計画的な整備を進めます。</p> <p>関係団体相互の連携、協力を得ながら、生活必需品の優先的な供給体制の確立に努めます。</p> <p>C 応急復旧体制の確立</p> <p>防災関係機関との連携をはかりながら、昭島ボランティアセンターを中心として、災害ボランティアの受け入れ体制の確保をはかります。</p> <p>二次災害を防ぐため、応急危険度判定員のさらなる確保に努めます。</p> <p>D 災害応援協定の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急復旧体制の確立に向け、関係団体との応急業務協定の締結拡大をはかります。
消防体制の充実	<p>A 消防力の充実</p> <p>常備消防については、複雑化、多様化する災害に的確かつ迅速に対応できるよう、現有消防力の維持、拡充について東京都に要請していきます。</p> <p>非常備消防（消防団）については、団員の確保と育成に努めるとともに、装備や施設の維持向上に努め、消防体制の強化・充実に努めます。</p> <p>B 消防水利などの確保</p>

	引き続き水利の不足する地区を中心として、防火貯水槽や消火栓の増設をはかるとともに、街頭消火器の設置促進に努めます。
医療・救護体制の充実	<p>A 医療等関係機関との連携強化 災害発生直後の医療・救護体制の確保をはかるため、引き続き医療等関係機関との連携強化をはかるとともに、あらたに、犬や猫などのペットの救護をはかるため、獣医師会との連携に向けた協議を進めます。</p> <p>B 救助・救急体制の強化 災害発生直後の救助・救急活動を推進するため、関係機関と連携し、必要な医薬品や医療資機材の確保に努めるとともに、救助資機材などの整備、充実をはかり、救助・救急体制の強化に努めます。</p> <p>C 災害時要援護者対策の推進 一人暮らしの高齢者や寝たきりの方など、災害時に自らを守ることが困難な災害時要援護者については、登録制度などの活用をはかり、行政と地域が一体となって安全の確保に取り組んでいく環境の整備に努めます。</p>

【政策指標】

指標名	現状値	目標値(H27)	目標値(H32)
災害に対して何らかの備えをしている人の割合	77.2% 1	80%	85%

1 市民意識調査（平成 22 年 1 月）による

(2) 防犯

【施策の目指す姿】

地域ぐるみで防犯活動が行われ、犯罪のない明るい地域社会で、市民が安心して暮らしています。

【現状と課題】

【現状】

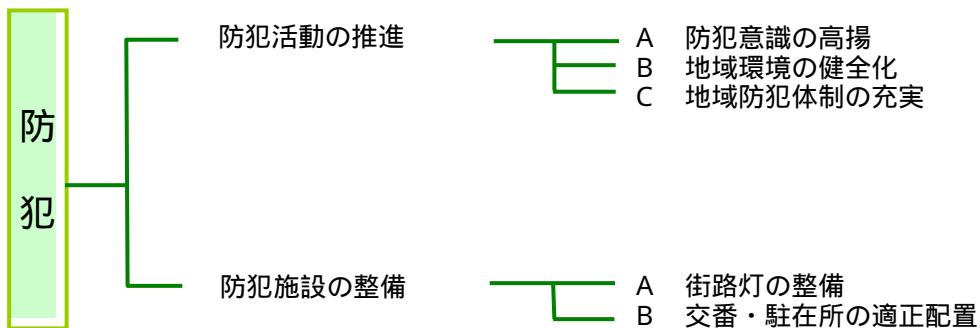
青色パトロール車による広報活動や小学校地区委員会や中学校地区連絡会による安全パトロールなどの実施により地域環境の健全化に向けた取組みを進めています。

【課題】

地域住民が非行防止活動に参加しやすい環境を整備し、家庭、学校、地域が一体となって非行防止に取り組むことが求められています。

街路灯の計画的な整備や交番・駐在所の適正配置などに努め、防犯施設の充実をはかる必要があります。

【施策の体系】



【基本施策】

施 策 名	主な取組の内容
防犯活動の推進	<p>A 防犯意識の高揚</p> <p>犯罪を未然に防止し、明るい地域社会を築くため、広報活動や市民参加による防犯活動を展開し、市民の防犯意識の普及、高揚に努めます。</p> <p>B 地域環境の健全化</p> <p>家庭、学校、地域が一体となって地域環境の健全化に取り組み、明るく健全な地域社会づくりの推進に努めます。</p> <p>C 地域防犯体制の充実</p> <p>防犯協会や自治会、警察署などの関係機関と連携して、地域ぐるみの防犯体制の充実に努めます。</p>
防犯施設の整備	<p>A 街路灯の整備</p> <p>夜間の犯罪防止と歩行者などの安全を確保するため、引き続き街路灯の計画的な整備と適切な維持管理に努めます。</p> <p>B 交番・駐在所の適正配置</p> <p>多様化する犯罪から市民の安全を守るため、市街化の状況や地域性などを考慮し、交番・駐在所の適正配置と防犯パトロールの強化を関係機関に要請します。</p>

【政策指標】

指 標 名	現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
刑法犯認知件数	2,020 件	1	1,950 件

1 警視庁統計資料(平成20年)による

(3) 交通安全

【施策の目指す姿】

誰もが、安心して快適に通行できる交通環境が整備され、交通事故が少ない安全なまちになっています。

【現状と課題】

【現状】

昭島市では、交通安全宣言都市として、警察署や交通安全協会などと協力し、交通安全教育の推進をはかるとともに、ポスターや横断幕の掲示や街頭キャンペーン等による広報活動、交通安全市民のつどいの開催など、交通安全に対する啓発活動に取組んでいます。また、歩行者通行帯の確保や交通安全施設の計画的な整備など施設面での交通安全確保にも努めています。

平成20年(2008年)中に東京都内で発生した交通事故件数は61,525件で、人口1,000人あたり4.92件となっています。昭島警察署管内の発生件数は525件、人口1,000人あたり4.75件で、東京都内の状況を下回ってはいますが、多摩地区19警察署管内でみると、平均(4.44件)を上回っています。

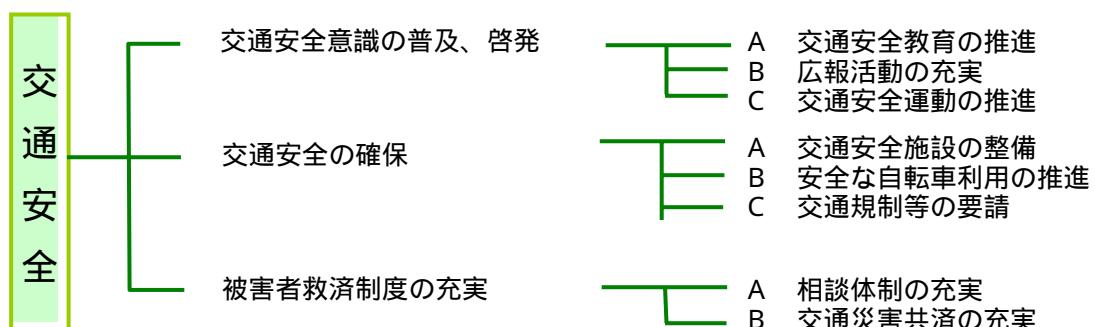
【課題】

高齢者や子どもへの重点的な交通安全教育の実施や市民が主体的に参加し推進できる交通安全の仕組みづくりが求められています。

誰もが安全に安心して通行できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した交通安全施設の整備や効果的な交通規制、年齢に応じた交通安全教育等を推進する必要があります。

交通災害の救済については、引き続き相談体制や共済制度の充実を図っていく必要があります。

【施策の体系】



【基本施策】

施 策 名	主な取組の内容
交通安全意識の普及、啓発	<p>A 交通安全教育の推進 関係機関と協力し、保育園、幼稚園、小中学校、老人クラブなどを対象とした交通安全教育を推進します。</p> <p>B 広報活動の充実 交通安全意識の普及、啓発をはかるため、広報紙、広報ポスターや街头キャンペーンなどを活用し、広報活動の充実に努めます。</p> <p>C 交通安全運動の推進 引き続き春・秋の交通安全運動の推進に努めるとともに、市民が主体的に参画し、推進する市民参加型の交通安全運動の展開をはかります。</p>
交通安全の確保	<p>A 交通安全施設の整備 ユニバーサルデザインを踏まえ、交通安全施設や路面表示、街路灯などの整備を進めるとともに、必要に応じて、道路構造の改善などにも努めます。</p> <p>B 安全な自転車利用の推進 安全で快適に自転車が利用できるように、道路環境や自転車駐車場の整備に努めます。また、自転車の安全な利用方法などの普及、啓発を進めます。</p> <p>C 交通規制等の要請 安全で円滑な交通環境を確保するため、地域の住民と協力し、引き続き関係機関に対し、地域の実状にあった交通規制の実施や踏切の改善について要請していきます。</p>
被害者救済制度の充実	<p>A 相談体制の充実 関係機関との連携と協力により、引き続き交通事故相談を実施します。</p> <p>B 交通災害共済の充実 交通災害共済制度の充実に向け、引き続き加入の促進に努めます。</p>

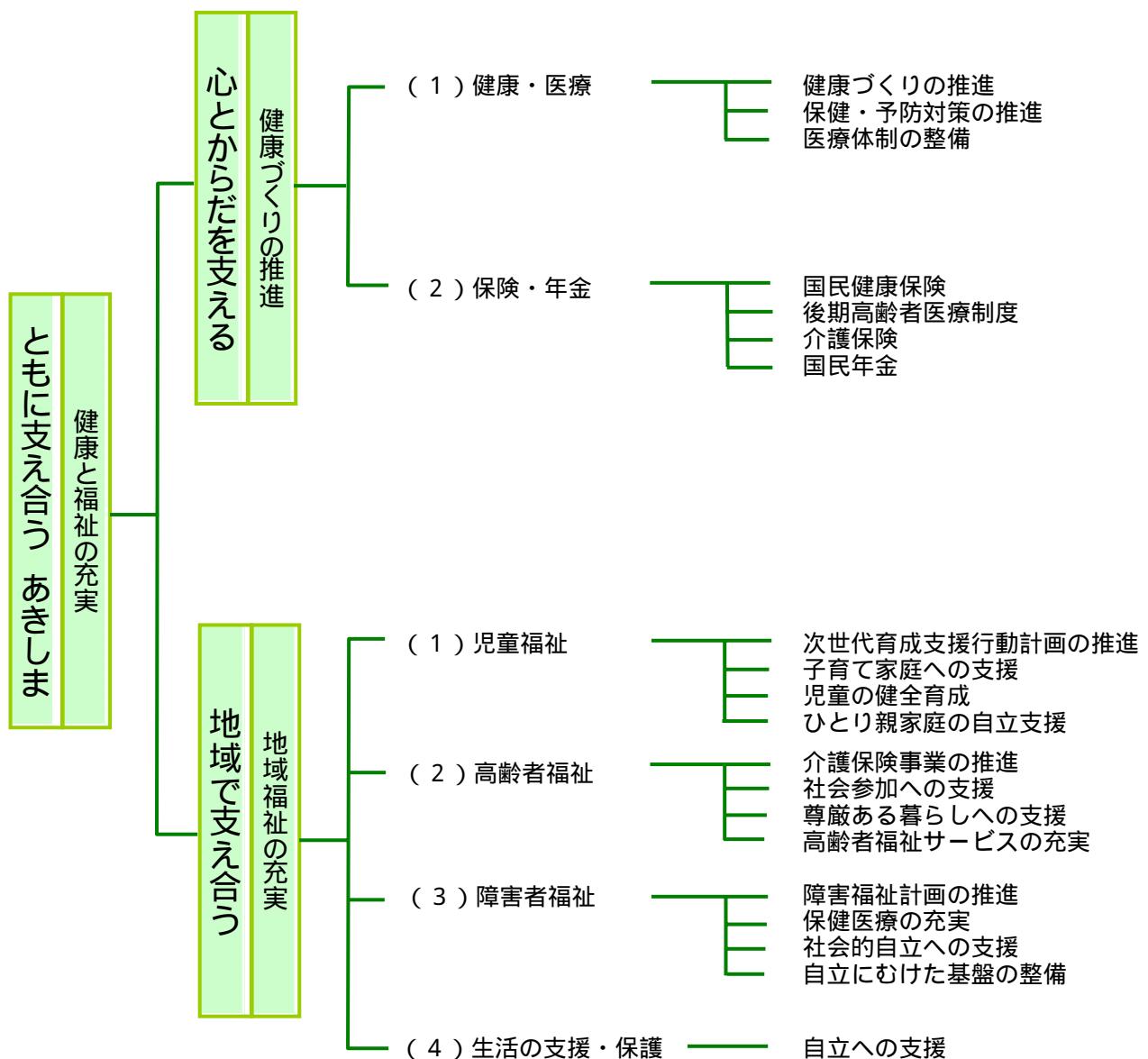
【政策指標】

指 標 名	現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
交通事故発生件数	471 件 1	450 件	425 件

1 昭島警察署（平成21年）による

第 2 章

ともに支え合う あきしま（健康と福祉の充実）



1 心とからだを支える（健康づくりの推進）

（1）健康・医療

【施策の目指す姿】

すべての市民が生涯にわたり、健康で明るく元気に、いきいきと暮らしています。

【現状と課題】

【現状】

平成21年（2009年）3月末日現在の昭島の病院等の数は132箇所で、病院が7箇所、診療所が65箇所、歯科診療所が60箇所となっています。

平成20年（2008年）の昭島の死因別死亡者数を見ると、第1位ががん、第2位が心臓病、第3位が脳血管疾患となっており、がんによる死亡者数は全体の約33.0%を占めています。

市民の健康意識の高まりを受け、健康に関する正しい知識の普及や健康教育の充実に取り組み、「自らの健康は自ら守る」という意識啓発を進めています。

健康フェスティバルや生活習慣病予防のための教室の実施など、市民が主体的に健康づくりに取り組めるイベントや健康教室の開催に努めています。

疾病の予防や早期発見のため、健康相談や保健指導、各種検診の充実に努めています。

健康づくりの目的は、単に「長く生きること」から「より高い生活の質を維持しながら、より長く地域で自立した生活をおくること」へと変化してきています。

【課題】

市民の健康寿命（健康で自立して暮らすことができる期間）を伸ばし、主観的健康感（現在の健康状態についての本人の自己評価に基づく健康度指標）を向上することにより、市民の生活の質（クオリティ・オブ・ライフ：Quality of Life）を高めていくことが必要です。

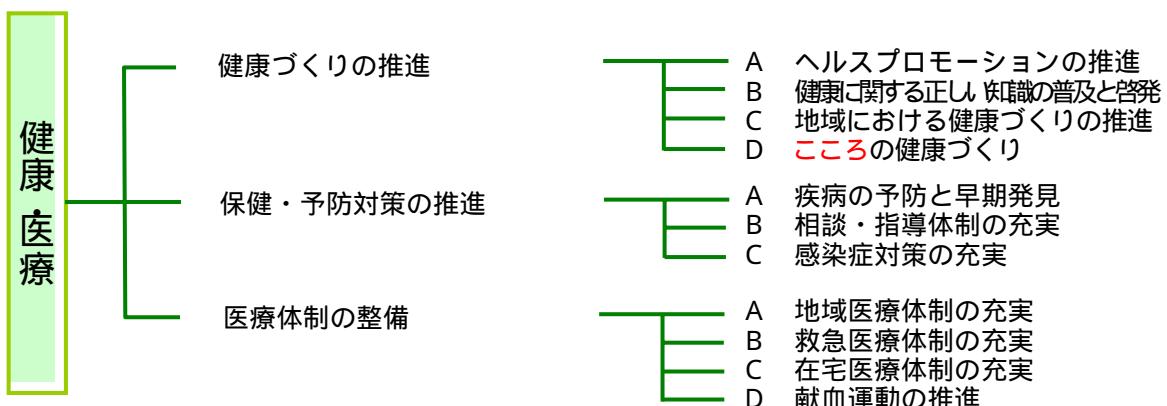
三大死亡原因のがん、心臓病、脳血管疾患は、生活習慣に起因していることが明らかになっています。健康を増進し疾病を予防するため、栄養、運動、休養などに係わる生活習慣の改善を積極的に行うことが求められています。

年齢や性別に関わりなく市民のだれもが気軽に参加できるよう、地域での健康づくり活動を支援し、その充実をはかることが必要です。

新型インフルエンザの流行など健康危機事例が発生している社会状況のなか、健康危機管理体制の整備が課題となっています。

身近な地域で安心して健康相談や治療が受けられるように、かかりつけ医づくりを推進し、休日・夜間診療や救急医療体制の充実など地域保健医療の整備を進めることが必要です。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取組の内容
健康づくりの推進	<p>A ヘルスプロモーションの推進</p> <p>○ヘルスプロモーション（市民が自らの健康をコントロールし、改善することができるようとするプロセス）の考え方に基づき、市民自らの主体的な取組みによる健康づくりが、より効果的で、より容易に達成できる環境の整備を進めます。</p> <p>B 健康に関する正しい知識の普及と啓発</p> <p>○健康教育、健康学習の充実をはかり、健康に関する正しい知識の普及に努め、市民一人ひとりが「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚をもてるように、その意識啓発を進めます。</p> <p>C 地域における健康づくりの推進</p> <p>○健康づくりに関する地域の活動を支援し、市民の自主性を基本とした健康づくりを地域に定着させ、市民と協働しながら、市民の健康の保持・増進をはかります。</p> <p>心身ともに健康でいるためには、人と人とのつながりのなかで、互いに支えあいながら、地域で一緒に暮らしていくことが大切です。地域のネットワークと交流の充実をはかり、健康な暮らしを支える地域づくりを進めます。</p> <p>D こころの健康づくり</p> <p>○市民がこころの健康の大切さを正しく理解し、あらゆる年代で経験する様々なストレスに適切に対応し、心の健康を維持していくため、関係機関と連携し、情報提供と相談体制の充実に努め、こころの健康についての普及・啓発をはかります。</p>

保健・予防対策の推進	<p>A 疾病の予防と早期発見</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康相談や健康診査の充実をはかり、生活習慣に起因する健康リスクの早期把握に努めるとともに、生活習慣の改善のための理解と実践を促し、生活習慣病の発症予防に努めます。 ○妊産婦、乳幼児、高齢者など、対象者に応じた栄養指導や健康診査、各種検診の充実をはかり、疾病の予防と早期発見に努めます。 <p>B 相談・指導体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生涯を通じて心身の健康が保持され、生活の質が維持されたまま地域で自立して暮らしていけるように、健康相談や保健指導の充実に努めます。 ○妊産婦や新生児に対する訪問指導の充実をはかり、妊娠期から出産直後の支援に努めます。 ○乳幼児健診などで保護者への適切な保健指導を実施し、子どもの発達支援の充実に努めます。 <p>C 感染症対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○感染症に対する正しい知識の普及に努め、感染症に対する誤解や偏見のない社会づくりを進めます。 ○感染症の発生や流行を防止するため、関係機関の協力のもと、保護者などの理解を得ながら、各種予防接種の接種率の向上に努めます。 ○食中毒や感染症など、不測の健康危機に備え日頃からその予防に努めるとともに、発生時には迅速で的確な対応がとれる体制の整備に努めます。
医療体制の整備	<p>A 地域医療体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○だれもが身近な地域で、気軽に健康相談や診療を受けられるように、地域の健康相談や医療の窓口となる「かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局」づくりを推進します。 ○だれもが身近な地域で症状に応じた適切な医療を受けられるように、医療機関相互の連携の強化について、関係機関に要請します。 <p>B 救急医療体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○休日や夜間などの診療時間外における比較的軽症患者に対する診療を確保していくため、関係機関の協力のもと、休日・休日準夜応急診療の充実に努めるとともに、夜間診療体制について検討します。 ○急病や災害発生など、緊急時に病状に応じた適切な医療が迅速に受けられるように、関係機関と協力して、救急医療体制の整備に努めます。

C 在宅医療体制の充実

○障害や疾病があっても、住み慣れた地域で暮らしていくことができるよう、保健、医療と福祉の連携のもと、関係機関と協力し、在宅療養の支援に努めます。

○在宅療養者の生活の質の向上をめざし、心身の機能維持や回復に向けた訪問指導の充実に努めます。

D 献血運動の推進

○少子・高齢化に伴い献血可能人口が減少する一方、血液需要は増加する傾向にあります。医療に必要な血液や血液製剤が不足することがないように、引き続き、献血推進協議会を母体として、より広く市民に献血への理解と協力を呼びかけていきます。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
健康教育事業参加者数	1,337名 1	1,500名	1,800名
予防接種の接種率	78.5% 2		88.0%
各種がん検診の受診者数	8,806名 3		16,000名

1 事務報告書（平成 20 年度）による。

2 予防接種法による定期の予防接種（日本脳炎を除く。）の合計接種率 健康課（平成 20 年度）による。

3 事務報告書（平成 20 年度）による。

(2) 保険・年金

【施策の目指す姿】

保険や年金などの仕組みが安定し、充実して、市民のだれもが安心して暮らしています。

【現状と課題】

【現状】

国民健康保険

国民健康保険制度は、いつでも、どこでも、誰でもが、適切な医療を受けることができる国民皆保険制度を支える柱の一つですが、勤務先の健康保険などに加入していない方を対象とした地域医療保険であるため、高齢の方や低所得の方を多く抱える構造となっており、その財政運営は非常に厳しいものとなっています。

平成 20 年（2008 年）度の国民健康保険の被保険者数（年間平均）は 33,435 人、加入者一人当たりの療養費は 200,125 円で、制度の運営費（国民健康保険特別会計の歳出総額）は約 111 億 7 千万円となっています。

後期高齢者医療制度

今後、大きく伸びると見込まれる高齢者の医療費を現役世代と高齢者でともにしっかりと支え合う仕組みとして、後期高齢者医療制度が平成 20 年（2008 年）度から実施されました。制度の対象となるのは 75 歳以上の方や一定の障害がある 65 歳以上の方で、平成 22 年（2010 年）1 月末の被保険者数は、9,525 人となっています。

後期高齢者医療制度では、東京都の 62 区市町村すべてが参加する東京都後期高齢者医療広域連合を運営主体とし、給付費の約 5 割を公費、約 4 割を現役世代からの支援金、約 1 割を高齢者の保険料でまかない、運営責任の明確化と財政の安定化をはかっています。

介護保険制度

介護保険制度は、高齢化が進展するなか、老後の不安や介護問題を解消するため、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、平成 12 年（2000 年）4 月に創設されました。

介護保険の創設により、介護サービスの提供基盤が整備され、また、在宅サービスを中心に、利用者数も急速に増加するなど、介護保険制度は市民の老後を支える仕組みとして、広く定着しています。

平成 20 年（2008 年）度の介護保険の給付費用の総額は約 49 億 6 千万円で、平成 21 年（2009 年）3 月末現在の介護認定状況（介護認定を受けた方の総数）は 3,605 人となっています。

国民年金

国民年金は、国民の生活を保障するため、老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金の三つの基礎年金を支給する公的年金制度で、20 歳から 60 歳になるまでの人には、すべて国民年金の加入者となります。

国民年金の運営は、「世代と世代の支え合い」という相互扶助を基本としており、その費用は、全ての加入者が保険料を公平に負担することによってまかなわれています。

平成 20 年（2008 年）度の国民年金の第一号被保険者は 27,665 人、受給者は 19,813 人で、給付総額は約 125 億 8 千万円となっています。

制度の改正

現在、国においては後期高齢者医療制度を廃止し、高齢者のための新たな医療制度の具体的な検討を進めており、また、それにあわせ、市町村が保険者となっている国民健康保険の広域化につながる見直しも行うこととしています。

国は、新たな高齢者医療制度を、平成25年（2013年）度に開始する計画で、国民健康保険と後期高齢者医療制度は、抜本的な制度改革を目前に控えています。

【課題】

国民健康保険制度を持続可能な制度として安定的に運営していくため、保険税収納率の向上に努めるとともに、医療費適正化を推進していくことが必要となっています。

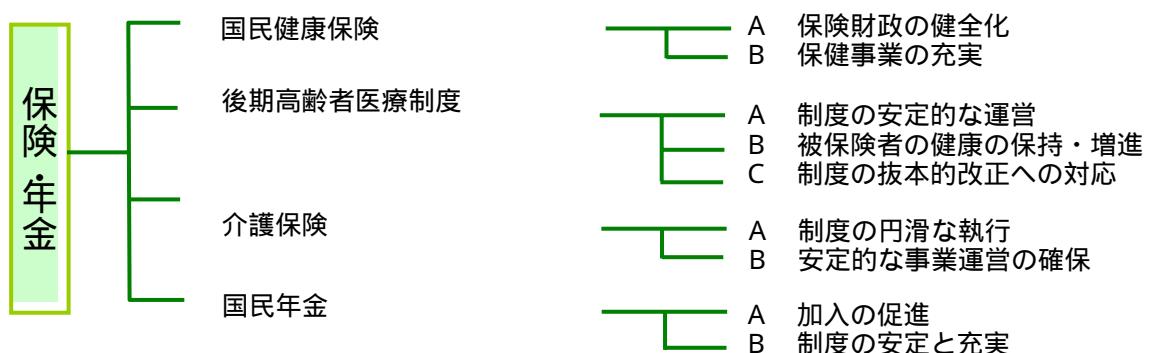
後期高齢者医療制度は、施行当初は、制度の説明不足などにより、市民に混乱が生じた経過もあり、引き続き、制度の趣旨・必要性について周知をはかるとともに、高齢者の方々の心情に配慮しつつ、よりよい制度への改善に向けた取組みが求められています。

高齢者医療制度の見直しにあたっては、新たな制度が国民皆保険を維持し、被保険者が安心して適切な医療等を受けられるような制度となるよう、注視していく必要があります。

介護保険制度が市民に定着する一方で、サービス利用の大幅な伸びにより、費用も急速に増大しています。少子・高齢化がますます進展するなかで、介護保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくことが求められています。

国民年金については、制度に対する市民の信頼の確保に努めることが必要です。また、世代を超えて安定的に運営される制度として、その充実が求められています。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取組の内容
国民健康保険	<p>A 保険財政の健全化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○口座振替の利用促進や休日・夜間納税窓口の開設など加入者が納税しやすい環境づくりを進め、収納率の向上に努めます。 ○生活習慣病の予防に努め、医療費の適正化をはかります。 ○国民健康保険制度がおかれた厳しい状況について、適切な広報と周知に努め、市民（被保険者）の理解と協力を求めていきます。 ○医療保険制度の抜本的改革と国民健康保険事業の財政基盤の安定化について、引き続き、国や東京都に要請します。 <p>B 保健事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民の健康の保持増進のため、保健活動の充実をはかり、疾病の予防に努めます。 ○健康管理に関する啓発活動を推進するとともに、保健衛生思想の普及、啓発に努めます。
後期高齢者医療制度	<p>A 制度の安定的な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東京都後期高齢者医療広域連合との適切な役割分担に基づき、それぞれの責任を果たすとともに、連絡調整を密にはかり、効率的・効果的な事務処理を進め、制度の安定的な運営をはかります。 ○引き続き、さまざまな機会をとらえ、後期高齢者医療制度についての周知をはかるとともに、制度の身近な窓口として、相談業務などの充実に努めます。 <p>B 被保険者の健康の保持・増進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東京都後期高齢者医療広域連合との連携をはかりつつ、健康診査事業を実施し、実施後の健康相談や健康教室の提供に努め、被保険者の健康の保持・増進をはかります。 <p>C 制度の抜本的改正への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現在検討が進められている、新たな高齢者医療制度の動向について、注意深く情報の収集にあたり、制度が改正される場合は、市民に混乱がなく新たな制度が開始できるよう、切り替え時期の適切な準備や市民への周知の徹底をはかります。
介護保険	<p>A 制度の円滑な執行</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護保険制度の運営の基本である介護保険事業計画に基づき、適切な事業の執行体制及び計画的な介護サービス提供体制の確立に努めます。 ○介護認定審査会の適切な運営をはかり、審査判定業務の迅速で効率的な実施に努めます。

	<p>B 安定的な事業運営の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、介護予防の重視を基本とした制度運営をはかり、被保険者の介護予防や介護状態の改善に努めます。 ○制度の安定的な運営に向け、的確な要介護認定に基づく適正な給付をはかるとともに、負担の公平化の視点や保険料収納と保険給付のバランスにも配慮し、財源の確実な確保に努めます。 ○安定的な事業運営のための財政措置などについて、引き続き、関係機関に要請します。
国民年金	<p>A 加入の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国民年金制度の適切な周知をはかり、市民の信頼の回復と加入の促進に努めます。 ○口座振替の利用を進め保険料の納付促進をはかるとともに、納付困難な被保険者を対象とする相談の実施などに努めます。 <p>B 制度の安定と充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日本年金機構との効率的な連携をはかり、年金加入の促進や保険料未納者の解消と納付率の向上に努めます。 ○年金記録問題の早期解決や、安心して暮らせる年金の実現に向けた制度の充実を関係機関に要請します。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
国民健康保険税（現年度分）の収納率	87.2% 1	89.0%	92.0%
国民健康保険加入者の特定健康診査受診率	44.7% 2	65.0%	65.0%

1 納税課（平成 20 年度）による。

2 保険年金課（平成 20 年度）による。

2 地域で支え合う（地域福祉の充実）

（1）児童福祉

【施策の目指す姿】

子育てや子どもの自立を地域ぐるみで支援し、子育てしやすい環境のもと、子どもたちが元気で健やかに成長しています。

【現状と課題】

【現状】

人口の推移がほぼ横ばいの増加傾向を続けるなか、0歳から14歳までの年少人口は平成18年をピークに減少傾向を示し、また、出生数も減少傾向を示すものと見込まれ、昭島においても少子化傾向は顕著となっています。

核家族化が進行し、地域社会において共同体としての機能が低下するなか、子育てが孤立し、その負担感が増大する傾向が見受けられます。とりわけ昭島で就学前の子どもを持つ女性の半数以上が家庭で育児をしており、社会からの孤立感や疎外感を持つ母親も少なくありません。

昭島市では、両親が安心して子育てをすることができ、次世代を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、次世代育成支援行動計画に基づき総合的な施策を展開しています。

昭島の保育園は20箇所で、定員は2,467名ですが、入所児童数は、ここ数年定員をオーバーする傾向を示しています。また、幼稚園は7園で、定員は1,440名ですが、在園児童数は減少傾向を示しています。

学童クラブについては、小学校15校すべてに開設しており、平成21年（2009年）4月1日の定員は760名となっていますが、200名を超える待機児童が生じました。これを受け、第2学童クラブの設置をはかるなど待機児童の解消に努め、平成22年（2010年）4月1日の定員は940名となっています。

平成21年（2009年）に実施した昭島市次世代育成支援に関するニーズ調査（アンケート調査）によると、子育てと仕事の両立をはかるために必要なものは、「家族の協力」、「職場の理解と協力」、「保育園の定員増」の順となっています。

児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えるため、その防止に向けた取組みを継続しています。昭島市（子ども家庭支援センター）の児童虐待に関する相談件数は横ばい状況ですが、全国的には、児童相談所における相談件数は増加を続け、子どもの生命が奪われるような重大な事件も発生しています。

【課題】

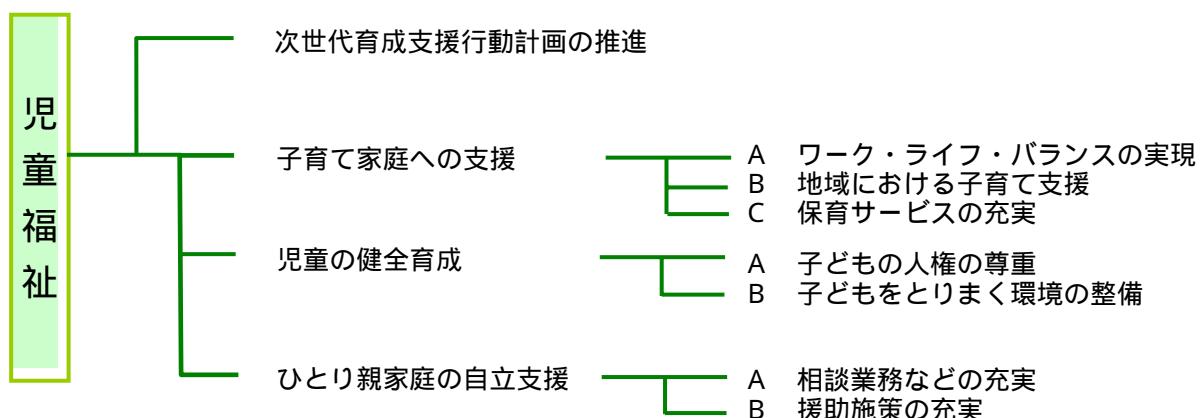
ワーク・ライフ・バランス（**仕事と生活の調和**）の実現に向け、子育てと仕事の両立をはかるために、父親の子育て参加など家族の協力や子育て支援対策としての職場環境の改善などが求められています。

保育園及び学童クラブの待機児童の解消に努めるとともに、おのの家庭のニーズに対応したサービスの提供をはかり、子育て家庭が孤立することのないように、行政と地域が連携して子育てを支えるなど、子育てしやすい環境の整備を進める必要があります。

児童虐待については、関係機関との連携強化を図り、児童虐待の「発生予防」と「早期発見・早期対応」を徹底するとともに、発生した場合には、虐待を受けた子どもの「保護・自立支援」につとめ、切れ目のない総合的な対応により、子どもの人権を尊重していくことが求められています。

子どもたちは、次世代を担い、社会を支えていく原動力です。子どもたちの豊かな人間性と生きる力を育み、次世代の親づくりの視点から、子どもの自立支援に取り組む必要があります。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取組の内容
次世代育成支援行動計画の推進	ワーク・ライフ・バランス（ 仕事と生活の調和 ）を実現し、親たちが安心して子育てができる社会をめざし、次世代育成支援行動計画の総合的な推進をはかります。

<p>子育て家庭への支援</p>	<p>A ワーク・ライフ・バランス の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発活動を推進していくとともに、子育てしやすい職場環境が整えられるように、事業者に対する情報提供と周知に努めます。 ○子育て中の家族が仕事と家庭を両立できるよう、ファミリーサポートセンター事業を推進します。 ○男性も女性もともに仕事と子育てを両立させていくため、父親の育児参加に向けた意識啓発や情報の提供に努めます。 <p>B 地域における子育て支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子育てに関する不安や悩みの解消に向け、相談体制や情報提供の充実をはかるとともに、地域における親子の交流や学習の場の提供に努めます。 ○子育てボランティアや子育てグループの活動を支援し、地域の育児力の向上をはかり、地域が一体となって子育てを支える体制の充実に努めます。 ○安心して子どもを産み育てができるよう、子ども家庭支援センターや子育て広場の充実に努めます。 <p>C 保育サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育園の増築や分園の新設、既存施設の有効活用や弾力的な運用により定員枠の拡充をはかり、待機児童の解消に努めます。 ○子どもの利益が最大限尊重されるように配慮しながら、延長保育、病後児保育、一時保育など、子育て家庭の事情に応じた多様な保育サービスの提供に努めます。 ○学童クラブについては、市民ニーズの動向を踏まえながら、第2学童クラブの開設などにより、待機児童の解消をはかるとともに、施設の適切な維持・管理に努めます。 ○幼稚園において、通常の教育時間外に、保護者の希望に応じて一定時間園児を預かり保育を実施する、預かり保育事業の推進をはかります。
<p>児童の健全育成</p>	<p>A 子どもの人権の尊重</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ○18歳未満のすべての子どもの人権の尊重と保護の促進を目指した「児童の権利に関する条約」の周知と啓発に努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> ○要保護児童対策地域協議会の活動をとおして、関係機関の連携と協力を推進するとともに、子どもを守る地域のネットワークの充実に努め、保護の必要な児童の早期発見と適切な支援に努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども家庭支援センターに虐待対策ワーカーを配置し、児童虐待の予防・早期発見・救出・支援の活動を進めます。
	<ul style="list-style-type: none"> ○養育上の問題を抱える家庭の把握に努め、支援が必要な家庭に対しては、関係機関との連携により、家庭全体の総合的な支援に努めます。

	<p>B 子どもをとりまく環境の整備</p> <p>○子どもたちの意見を取り入れた事業の展開など、児童センターにおける事業の充実をはかるとともに、既存施設を積極的に活用し、子どもたちが心地よく過ごせる「居場所」づくりを進めます。</p> <p>○家庭や地域の教育力の向上に向けた支援に努め、家庭、学校、地域の連携と協力により、子どもたちがいきいきと育つ教育環境づくりを推進します。</p> <p>○児童・生徒が身近なところで、いろいろな問題について気軽に相談やカウンセリングが受けられる環境の整備に努めます。</p> <p>○公園や児童遊園の適切な維持・管理に努め、児童の健全で安全な遊び場の提供に努めます。</p>
ひとり親家庭の自立支援	<p>A 相談業務などの充実</p> <p>○ひとり親家庭に対しては、支援策の情報提供や、幅広い相談業務の実施など、ひとり親家庭の親子が安心して生活していくように、きめ細かい対応を推進します。</p> <p>B 援助施策の充実</p> <p>○ひとり親家庭の経済的な安定と生活の自立をはかるため、母子福祉資金貸付事業やホームヘルプサービス事業などの援助施策の充実に努めます。</p> <p>○引き続き、ひとり親家庭に対する手当や医療費助成の充実を関係機関に要請します。</p>

【政策指標】

指標名	現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
保育園の定員数	2,467名 1	2,530名	2
学童クラブの定員数	940名 1	1,050名	2

1 子育て支援課（平成 22 年 4 月 1 日）による。

2 保育人口の動態や保育ニーズの状況に応じ、適切な水準の維持に努める。

(2) 高齢者福祉

【施策の目指す姿】

高齢者が健康で生きがいを持ち、地域でいきいきと暮らしています。

【現状と課題】

【現状】

総合基本計画の策定に関し実施した人口推計では、高齢者人口は今後も増加を続け、計画の目標年度である平成 32 年（2020 年）度には、33,000 人を超える、人口全体の約 3 割を占めることになります。そのうち後期高齢者（75 歳以上の高齢者）は約 17,000 人で、高齢者の 2 人に 1 人は後期高齢者となります。

核家族化も進展しています。国勢調査によると、平成 7 年（1995 年）から平成 17 年（2005 年）の 10 年間で、高齢者のひとり暮らし世帯は約 1,700 世帯から約 3,500 世帯へと倍増し、高齢夫婦世帯も約 1,600 世帯から約 4,000 世帯へと 2.5 倍に増加しています。高齢者のいる世帯のうち約 6 割の世帯が高齢者のひとり暮らし又は高齢夫婦世帯となっています。

平成 21 年（2009 年）3 月末時点の要介護認定者は 3,605 人で、介護給付対象者（要介護 1～5）は 2,897 人、予防給付対象者（要支援 1、2）は 708 人となっています。

昭島市では、介護保険法に基づく介護保険事業計画及び老人福祉法に基づく老人福祉計画を一体のものとして「昭島市介護保険事業計画」を策定し、高齢者福祉の計画的な推進をはかっています。

【課題】

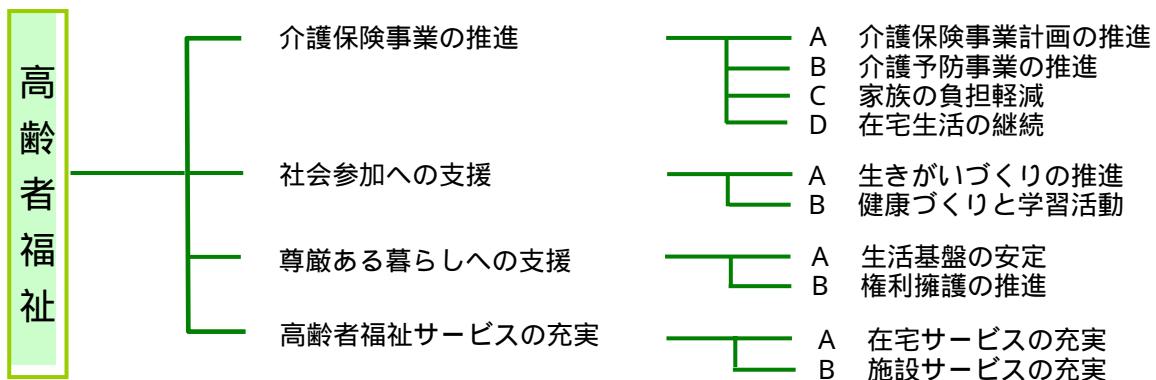
超高齢社会を迎え、要介護や認知症の高齢者が増加するなか、行政と地域、家庭が連携し、協力して、高齢者が住みなれた地域で、健康で自立した生活が継続できるように、高齢者の在宅生活を適切に支援する仕組みが必要となっています。

高齢者だけでなく市民一人ひとりが自分の健康は自分で守ることの必要性を自覚し、若年期から積極的な健康づくりに努め、疾病予防や介護予防に長期的に取り組むことが必要です。

介護を必要とする状態となっても、一人ひとりの高齢者が、それぞれ尊厳を持って、その人らしい暮らしを自らの意思で実現できる環境づくりが求められています。

高齢化や核家族化の進展にともない、在宅の高齢者を抱える家庭の負担は増加しています。高齢者が在宅で安心して生活を継続していくため、ボランティアなど地域の資源を活用し、家庭で介護を担う家族を支援する施策の充実が必要となっています。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取組の内容
介護保険事業の推進	<p>A 介護保険事業計画の推進</p> <p>○自助・共助・公助を基本に、高齢者がいきいきと暮らすまちをめざし、介護保険事業計画の推進をはかります。</p> <p>○介護保険事業を安定的に運営していくため、適切な要介護認定と適正な給付をはかるとともに、計画の推進状況の点検・評価を経常的に実施し、課題を整理・検討し、事業の改善に努めます。</p> <p>B 介護予防事業の推進</p> <p>○高齢者の疾病予防と寝たきり・認知症などの介護予防に関する情報の提供やイベントの実施などに努め、その普及・啓発をはかります。</p> <p>○地域包括支援センターの機能強化をはかり、特定高齢者（近い将来に要支援・要介護状態となる可能性のある 65 歳以上の高齢者）や軽度の認定者（要支援 1 又は 2 の認定者）の介護予防プランの作成とプランに基づく適切な介護予防サービスの提供に努めます。</p> <p>○地域包括支援センターを中心とし、地域の団体や関係機関との連携をはかり、特定高齢者と軽度の介護認定者の一貫性・連続性のある介護予防マネジメントの実施に努めます。</p> <p>C 家族の負担軽減</p> <p>○家族介護者が安心して介護ができる環境づくりに向け、窓口相談や訪問相談の充実をはかるとともに、講習会の実施などにより、家庭での適切な介護方法の普及に努めます。</p> <p>○高齢者を介護する家族に対する心身のリフレッシュや介護を慰労する事業の充実に努めます。</p> <p>○介護サービスの利用者が必要なときに円滑にサービスを利用することができるよう、さまざまな方法と機会により、わかりやすい情報の提供に努めます。</p>

	<p>D 在宅生活の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護が必要となっても安心して地域で暮らしていくように、地域包括支援センターを拠点とし、介護サービスを中心とした包括的な地域ケア体制の充実と、継続性のある介護マネジメントの推進をはかります。 ○市民が身近な地域で介護や介護予防のサービスが受けられるように、地域密着型サービスの充実をはかります。 ○認知症高齢者に対する適切な知識や情報の普及と啓発に努めるとともに、認知症高齢者センターを中心としたネットワークづくりを進めます。
<p>社会参加への支援</p>	<p>A 生きがいづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の社会参加に関する情報の提供や、保健福祉センターや高齢者福祉センターなどを活用した各種教室や講座の開催などを進め、高齢者の生きがいづくりの場と機会の拡大に努めます。 ○地域の高齢者が自主的に組織する老人クラブなどの活動を支援し、組織の育成に努め、会員間の交流だけでなく地域住民との交流、世代間の交流などの推進をはかります。 ○昭島ボランティアセンターと連携し、高齢者のボランティア活動の推進と支援に努め、高齢者の経験や知識が地域で有効に活用される環境の整備をはかります。 <p>B 健康づくりと生涯学習</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者に適したスポーツやレクリエーションの振興と指導者の養成に努め、高齢者の健康の増進をはかります。 ○健康管理の必要性について普及と啓発に努め、介護予防への参加を促し、高齢者の生活機能の維持・向上をはかります。 ○実りある高齢期を過ごせるように、学習の機会や場の提供に努めるとともに、高齢者のさまざまな知識や趣味などをいかした自主的な学習活動に対する支援をはかります。
<p>尊厳ある暮らしへの支援</p>	<p>A 生活基盤の安定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の経済的不安を解消し、安定した生活を確保するため、社会保障制度の充実を関係機関に要請します。 ○シルバー人材センターなどを活用し、健康で働く意欲のある高齢者への支援をはかります。 ○高齢者が安心して生活できるように、日常生活全般にわたる各種相談業務の充実に努めます。

	<p>B 権利擁護の推進</p> <p>○高齢者の虐待防止に向け、高齢者虐待防止法の趣旨の周知をはかるとともに、介護サービスの従事者などに対しては、虐待防止に関する研修機会の確保に努めます。</p> <p>○関係機関との連携により、虐待防止ネットワークの整備を進め、高齢者虐待の予防と早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者への適切な支援をはかります。</p> <p>○社会福祉協議会による「成年後見制度」や「地域権利擁護事業」の周知に努め、これらの活用により、判断能力の低下した高齢者の地域生活の支援に努めます。</p>
高齢者福祉サービスの充実	<p>A 在宅サービスの充実</p> <p>○高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるように、居宅サービスの質の向上に努めます。</p> <p>○介護保険事業者のネットワークを支援し、事業者の連携によるサービスの質の向上をはかります。</p> <p>○介護事業者の連携による複合的なサービスの提供により、施設と在宅の連携を強化し、施設入所者が安心して在宅に戻れる環境の整備をはかります。</p> <p>B 施設サービスの充実</p> <p>○在宅での生活が困難となった場合は、介護保険施設サービスが円滑に受けられるよう、関係機関と連携し事業の充実に努めます。</p>

【政策指標】

指標名	現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
要介護認定者のうち施設・居住系サービスの利用者の割合	36.0% 1	37.0%以下	37.0%以下
介護保険施設の利用者のうち重度者（要介護4又は・5の認定者）の割合	48.7% 1	70.0%以上	70.0%以上

1 介護福祉課（平成19年度）による。

(3) 障害者福祉

【施策の目指す姿】

障害のある方も、障害のない方も、住み慣れた地域で、安心して、自立した生活を送っています。

【現状と課題】

【現状】

身体障害者手帳の所持者は平成21年(2009年)3月末時点で3,704人となっており、平成16年(2004年)からの5年間で510人増加しています。障害別では肢体不自由が最も多く56.5%を占めており、障害程度別では4級が最も多く25.5%を、1級がその次で22.5%を占めています。

愛の手帳の所持者は平成21年(2009年)3月末時点で691人となっており、平成16年(2004年)からの5年間で153人増加しています。障害程度では4度が最も多く41.7%を占めています。

精神障害者保健福祉手帳の所持者は平成21年(2009年)3月末時点で582人となっており、平成16年(2004年)からの5年間で267人増加していますが、平成20年(2008年)度の精神通院医療の給付状況は1,649人で、手帳の交付を受けずに医療費の助成を受ける人が多いことがわかります。

平成18年(2006年)度に実施した「障害福祉に関するアンケート調査」によると、障害者の介助者の年齢は60歳以上の方が約65%を占めており、介護者の高齢化がうかがえます。

昭島市では、障害者自立支援法の規定に基づき「障害福祉計画」を策定し、障害者の自立と社会参加の実現に向けた施策を展開しています。

国においては、平成21年12月に「障がい者制度改革推進本部」を設置し、当面5年間を障害者制度改革の集中期間として位置づけ、障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする障害者に関する制度の集中的な改革を行うこととしています。

【課題】

ノーマライゼーションの理念のもと、自助・共助・公助を基本としてみんなで支えあい、障害のある方も、障害のない方も、同じように普通の生活ができる社会の実現を、さらに進めることが求められています。

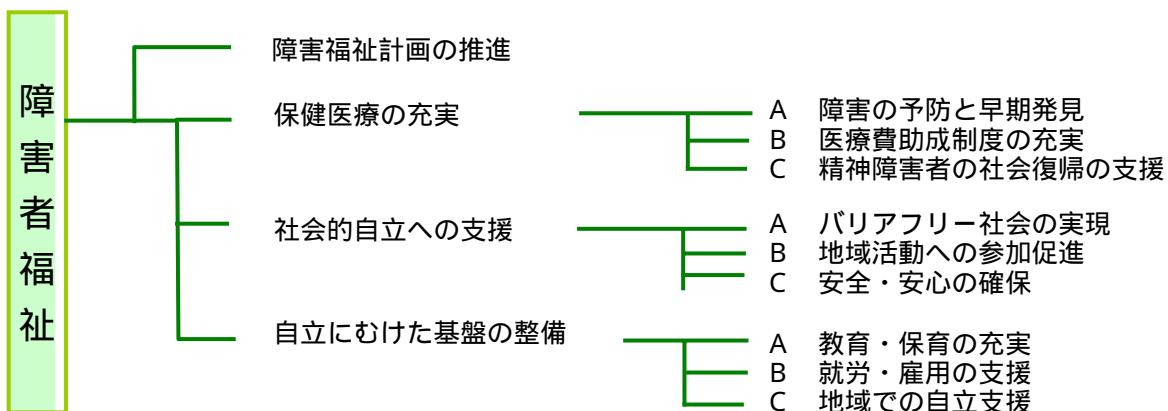
障害者の介護を担う親の多くが高齢期を迎え、親亡き後の介護が課題となっています。

障害のある方が生活の場を地域に置いて、自立した生活を営めるように、社会参加や生活の基盤として、障害者の就労を支援していく必要があります。

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインの視点を大切にしたまちづくりを進めることができます。

障害者に関する制度の見直しにあたっては、新たな制度が障害者の権利の保護と、社会的・経済的自立を進め、障害者が安心して地域で暮らすことのできる、将来にわたり安定した制度となるよう、注視していく必要があります。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取組の内容
障害福祉計画の推進	障害のある方も、障害のない方も、地域でともに暮らし、ともに活動できる社会をめざし、障害福祉計画に基づき、障害者福祉施策を総合的、計画的に推進します。
保健医療の充実	<p>A 障害の予防と早期発見</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康教育や健康相談の充実をはかり、市民一人ひとりが、自らの健康は自ら守り、障害の予防に努めるという自覚が持てるように、その啓発に努めます。 ○関係機関との連携により、検診体制の充実をはかり、障害の予防や早期発見に努めます。 <p>B 医療費助成制度の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害者への医療費助成制度の充実を関係機関に要請し、心身障害者の福祉の増進をはかります。 <p>C 精神障害者の社会復帰の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健所や医療機関と連携し、精神障害者が地域で生活していくための支援に努めます。
社会的自立への支援	<p>A バリアフリー社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ○さまざまな機会を通じ、ノーマライゼーションに関する啓発に努めるとともに、障害者が社会でその能力を十分に発揮できるように、情報提供機能の充実に努めます。 ○ユニバーサルデザインの視点に基づき、安全でやさしいまちづくりを進めるとともに、障害者の特性に配慮した情報媒体や情報提供の形式が活用できるような体制の整備をはかります。 ○障害者の社会参加を支援するため、個別のニーズに応じた移動支援事業の充実に努めます。

自立にむけた基盤の整備

B 地域活動への参加促進

- 障害のある方も、障害のない方も、地域活動に気軽に参加し、文化や芸術に触れ、スポーツやレクリエーションを楽しめる環境の整備に努めます。
- スポーツ大会やレクリエーション大会への障害者の参加を支援し、障害のある方と障害のない方が一緒に活動し、楽しめる機会の提供に努めます。
- 地域活動支援センターを活用し、創作活動や生産活動、交流活動などの機会の提供をはかり、社会参加の一環として、障害者の日中活動の場の整備に努めます。

C 安全・安心の確保

- 重度障害者の緊急通報システムや災害時の要援護者登録制度の活用をはかるとともに、地域や団体と連携し、協力して障害者の避難や救助・救護に対する支援体制の整備をはかり、障害者にとっても安心して暮らせる、安全なまちづくりを進めます。

A 教育・保育の充実

- 障害のある子どもの個性や能力を的確に伸ばしていくため、早い時期からの教育・保育の支援に努め、障害の種類や程度、発達段階に応じたきめ細かい対応をはかります。
- 障害のある子どもに対する通所訓練や療育指導、相談業務の充実に努めるとともに、保健福祉センターに設置した障害児デイサービス施設の適切な運営をはかります。

B 就労・雇用の支援

- 障害者が社会的に自立していくため、就労情報の提供に努めるとともに、個々の能力や適性に応じた技能習得機会が適切に提供される環境の整備を進めます。
- 就労移行支援事業や就労継続支援事業などの活用により、一般就労への移行の促進や就労の機会の提供をはかるとともに、授産施設における福祉的就労の向上に向けた支援を進めます。
- 関係機関と連携し、協力しながら、民間企業などに対して障害者の雇用促進や、障害者が働きやすい労働環境の整備について要請していきます。

C 地域での自立支援

- 障害者が地域で自立して生活できるよう、居宅支援サービスや地域生活支援事業の充実をはかるとともに、地域の福祉施設との連携と協力により、障害者の地域での生活の場の確保と自立に向けた支援に努めます。
- 相談支援事業を充実し、情報の提供や権利擁護に向けた援助をはかるなど、障害者の自立した日常生活の支援に努めます。

-
- 障害者を地域で支えあうため、関係機関と協力し、ボランティア活動の支援をはかるとともに、地域の人材や団体の育成に努めます。
- 障害者の経済的自立を促進するために、障害基礎年金などの充実を関係機関に要請します。
-

【政策指標】

指標名	現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
年度内に一般就労へ移行した 障害者数	20人 1	22人	24人

1 生活福祉課（平成20年度）による。

(4) 生活の支援・保護

【施策の目指す姿】

生活困窮者に対するセーフティネットが機能し、支援を受け、自立した生活に復帰することができます。

【現状と課題】

【現状】

生活保護率の推移をみると、平成16年（2004年）以降減少傾向を示していたものが、平成19年（2007年）から再び増加傾向を示しています。平成20年（2008年）度の生活保護率は1.44%となっており、全国平均の1.25%、都内各市平均の1.35%をともに上回っています。

【課題】

社会経済情勢の変化にともない、自立をめぐる状況は厳しくなってきており、生活に困窮した市民に対し社会保障がセーフティネットとして機能し、その人が再び立ち上がって能力を発揮できるようにする仕組みの整備が、これまで以上に重要となっています。

生活保護制度は、生活に困窮した市民の最後のよりどころとなります。生活保護制度の信頼と安定的な運営を確保するため、**保護を受けるべき人が適切な保護を受けるとともに、保護受けべきでない人が不当に保護を受けることがないように、制度の適正な運営が求められています。**

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取組の内容
自立への支援	A 生活困窮者への支援 ○生活困窮者の自立を支援するため、民生委員や社会福祉協議会など関係機関と連携し、生活相談の充実に努めます。 ○ハローワークなど関係機関と連携し、就業の支援をはかるとともに、各種公的貸付資金の充実に努め、生活困窮者の経済的自立に向けた支援に努めます。

B 生活の援護

- 生活困窮世帯の生活実態を的確に把握し、生活保護制度の適正な実施に努めます。
- 自立支援プログラムの活用により、それぞれの生活保護受給者が有する能力や自立を阻害する要因に応じ、組織的な支援をはかり、就労などによる経済的自立や、社会的自立を推進します。
- 生活保護制度など、セーフティネットとなる社会保障制度の充実を関係機関に要請します。

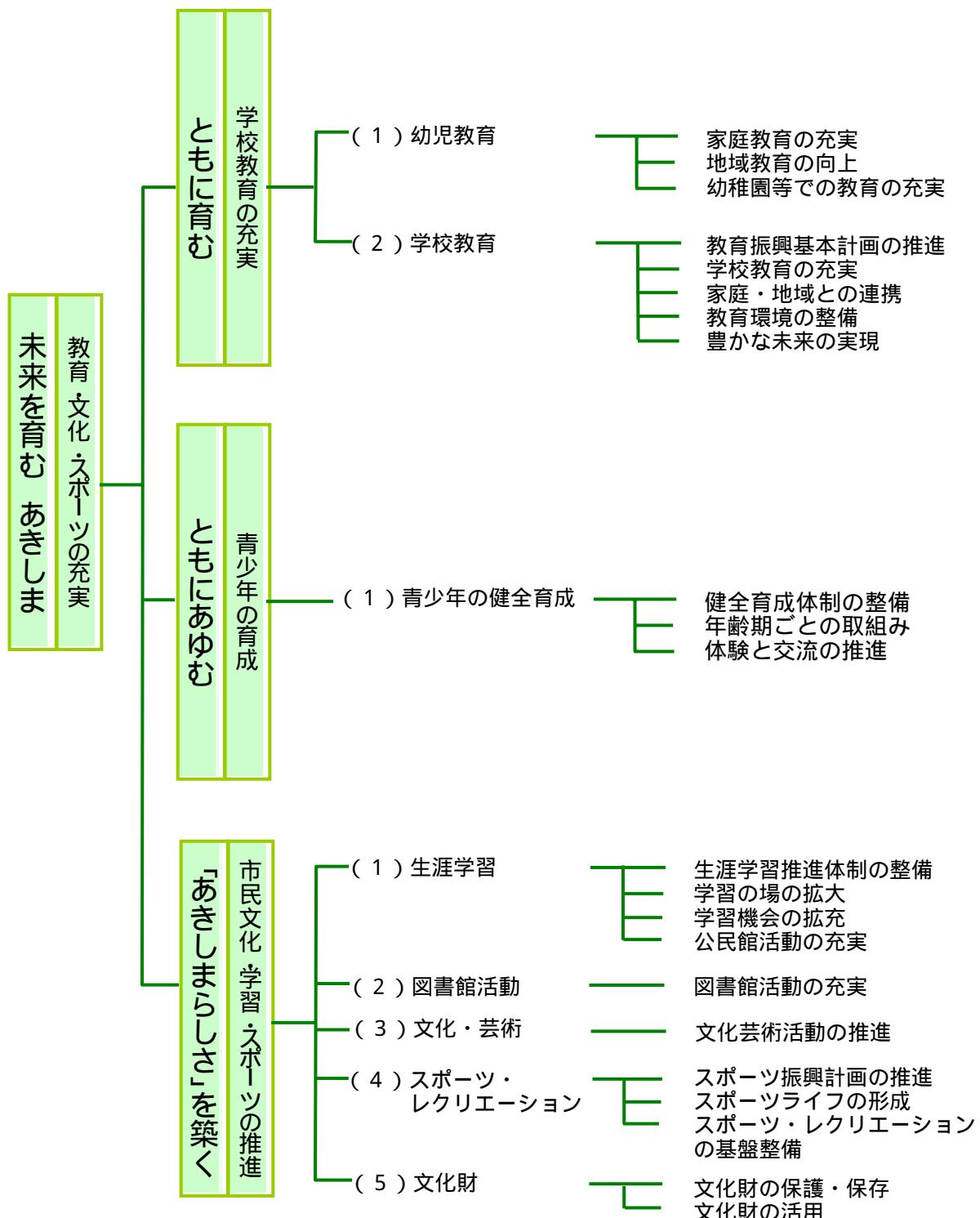
【政策指標】

指標名	現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
生活保護の廃止件数	116 世帯 1	130 世帯	150 世帯

1 生活福祉課（平成 20 年度）による。

第3章

未来を育む あきしま（教育・文化・スポーツの充実）



1 ともに育む（学校教育の充実）

（1）幼児教育

【施策の目指す姿】

幼児一人ひとりの個性と能力が尊重され、地域全体で見守る中、いきいきと元気に成長しています。

【現状と課題】

【現状】

昭島の平成22年（2010年）4月1日現在の幼児（3歳～5歳）人口は2,850人で、このうち、幼稚園に入園している幼児は1,079人（37.9%）、保育園等に入園している幼児は1,504人（52.8%）全体で2,583人（90.6%）と、9割の幼児が幼稚園又は保育園等に在園しています。

少子化、核家族化が進行し、子ども同士が互いに影響しあって活動する機会が減少するとともに、都市化や情報化の進展により、子どもの生活空間に自然や広場といった遊び場が少なくなり、屋内の遊びが増加するなど、地域社会において子どもが育つ環境は変化しています。

核家族化の進行や地域におけるつながりの希薄化などにより、子育てに悩み孤立感を募らせたり、女性の社会進出が一般的になるなか、仕事と子育ての両立にストレスを感じてしまう親も少なくありません。また、長時間の労働などにより、親が子どもと一緒に過ごす時間が十分ではなくなっているとの指摘もあり、幼児教育の重要な場である家庭における子育て環境も変化しています。

中央教育審議会の平成17年（2005年）の答申「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の方向性」では、近年の幼児の育ちの現状として、基本的な生活習慣や態度が身についていない、他人とのかかわりが苦手である、自制心や耐性、規範意識が十分に育っていない、運動能力が低下しているなどの点が指摘されています。

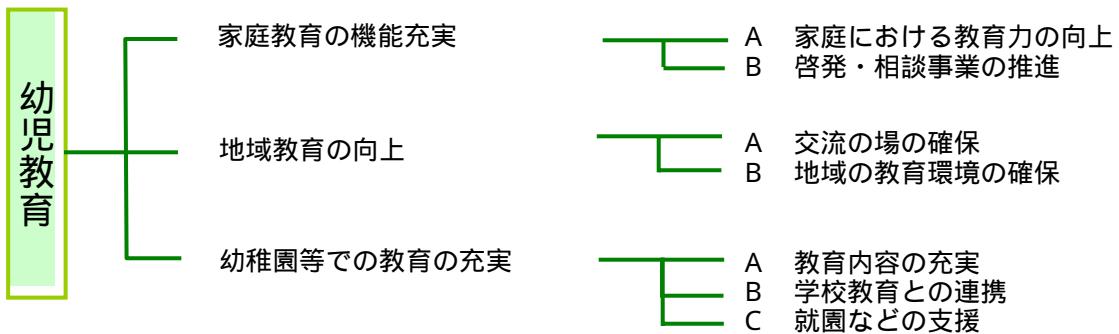
【課題】

幼児教育をとりまく社会環境が大きく変化し、家庭や地域における教育力の低下が指摘されているなか、長期的な視野に立って家庭や地域の教育力の再生と向上をはかり、子どもの健やかな成長を支えていく必要があります。

親の子育てに対する不安やストレスを解消し、子育てに対する喜びや生きがいを取り戻して、子どものよりよい育ちにつなげていける、効果的な子育て支援が求められています。

家庭、地域、幼稚園や保育園などが交流を深め、それぞれの教育機能が連携し、幼児の日々の生活や学び、発達の連続性が確保され、その成果が小学校以降に効果的につながるような環境の整備が必要となっています。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取組の内容
家庭教育の機能充実	<p>A 家庭における教育力の向上 乳幼児期の子どもを持つ親を対象とした各種講座を開催し、児童教育に関する情報の提供に努め、家庭における教育力の向上をはかります。 親子スポーツ教室などを開催し、親子がともにふれあい、信頼関係を築いていくとともに、子どもの成長を実感できる機会の充実に努めます。</p> <p>B 啓発・相談事業の推進 児童教育の大切さはもとより、子育ての意義や親の役割、男女が相互に協力して家庭を築くことの重要性などの啓発に努め、将来にわたる子どもの健やかな成長を確保します。 子ども家庭支援センター や子育て広場 、つどいの広場 を活用し、子どもの保育や教育に対する情報の提供と相談事業の充実に努めます。</p>
地域教育の向上	<p>A 交流の場の確保 児童センターの活用をはかるとともに、地域の自主的な活動を支援し、親同士の情報交換と交流の場の確保に努めます。 児童遊園や一時開放子ども 広場の適切な維持、管理に努め、子ども同士が自然の中で遊び、交流する環境の確保をはかります。 保育園や幼稚園に通園していない児童に対しては、児童センターなどを活用し、集団活動などの機会や、子どもと親が交流する場の提供に努めます。</p> <p>B 地域の教育環境の確保 豊かな人間形成に向け、保育園や幼稚園、家庭、地域が一体となって、地域の健全な教育環境の確保に努めます。 地域における児童教育の自主的な活動を支援し、地域全体で子どもの育ちを支える環境の整備をはかります。</p>

幼稚園等での教育の充実	<p>A 教育内容の充実</p> <p>幼稚園などで培ってきた幼児教育のノウハウや成果を、家庭や地域における幼児教育に活用する環境の整備をはかります。</p> <p>認定こども園制度を活用し、教育と保育の一体的な提供を進め、地域における子育てを支援するとともに、幼児教育の充実に努めます。</p> <p>障害のある幼児に対しては、特別支援教育の考え方に基づく、一人ひとりの個性とニーズに配慮した幼児教育の提供をはかり、幼児期からの連続した支援に努めます。</p> <p>幼児教育を担う教職員などの研修を支援し、その資質や専門性の一層の向上をはかります。</p> <p>保育園においては、遊びを通して、集団活動、体育、表現、製作などの教育的活動の充実に努め、学齢期に向けた子どもの健やかな成長を支えています。</p> <p>B 学校教育との連携</p> <p>幼児教育の成果を小学校以上の教育に連続してつなげていくため、学校教育との連携を推進します。</p> <p>幼稚園や保育園と小学校が連携し、保護者や地域も含めた交流活動を積み上げ、幼児教育から小学校教育への円滑な移行だけでなく、双方の質の向上につなげていきます。</p> <p>C 就園などの支援</p> <p>幼稚園や保育園は、集団活動などを通して、家庭では体験できない幼児教育の実践の場となります。引き続き、幼稚園等での幼児教育を奨励するとともに、保護者の経済的負担の軽減に努めます。</p> <p>引き続き、国や東京都に対し、保護者の経済的負担の軽減などに関する制度の充実を要請します。</p>
-------------	---

【政策指標】

指標名	現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
就学前に保育園や幼稚園などに入園している児童の割合（3歳～5歳）	90.6% 1	↗	↗
育児講座の参加者数	610人 2	↗	↗

1 子育て支援課（平成22年4月1日）による。

2 事務報告書（平成20年度）による。

(2) 学校教育

【施策の目指す姿】

安全で質の高い学習環境が整備され、地域が学校を支えるなかで、確かな学力と豊かな人間性、健やかな体がバランス良く身についた「たくましい昭島っ子」が育ち、社会に貢献しています。

【現状と課題】

【現状】

昭島では平成22年(2010年)5月1日現在、市立小学校15校に5,842人の児童が、市立中学校6校に2,576人の生徒が通っており、1学年あたりの学級数は小学校で2.3学級、中学校で4.3学級となっています。また、小学校の教員1人あたりの児童数は19.0人、1学級あたりの児童数は28.5人で、中学校の教員1人あたりの生徒数は17.4人、1学級あたりの生徒数は33.0人となっています。

市立学校の屋外運動場の面積は、小学校の平均で8,354m²、中学校の平均で9,716m²となっています。また、小学校には700m²以上、中学校には900m²以上の体育館があり、全校が25m×10m以上のプールを有しています。

昭島市では小中学校で給食を実施しており、12校(小学校9校、中学校3校)が共同調理場方式で、9校(小学校6校、中学校3校)が自校給食方式で給食を提供しています。

都市化、少子化の進展や経済的な豊かさの実現など、社会が成熟するなかで、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。またそれにともない、子どもの学ぶ意欲や学力・体力も低下し、児童の問題行動なども発生しています。

経験豊かな教員が大量に退職する時期を迎え、質の高い教育を提供していくためには、教育の担い手である教員の指導力の向上が重要となっています。また、子どもの指導に十分時間を確保できないといった教員の現状もあります。

昭島市教育委員会では、平成22年(2010年)に、教育振興のための施策に関する基本的な計画として教育振興基本計画を策定し、学校教育と生涯学習の総合的な振興をはかっています。

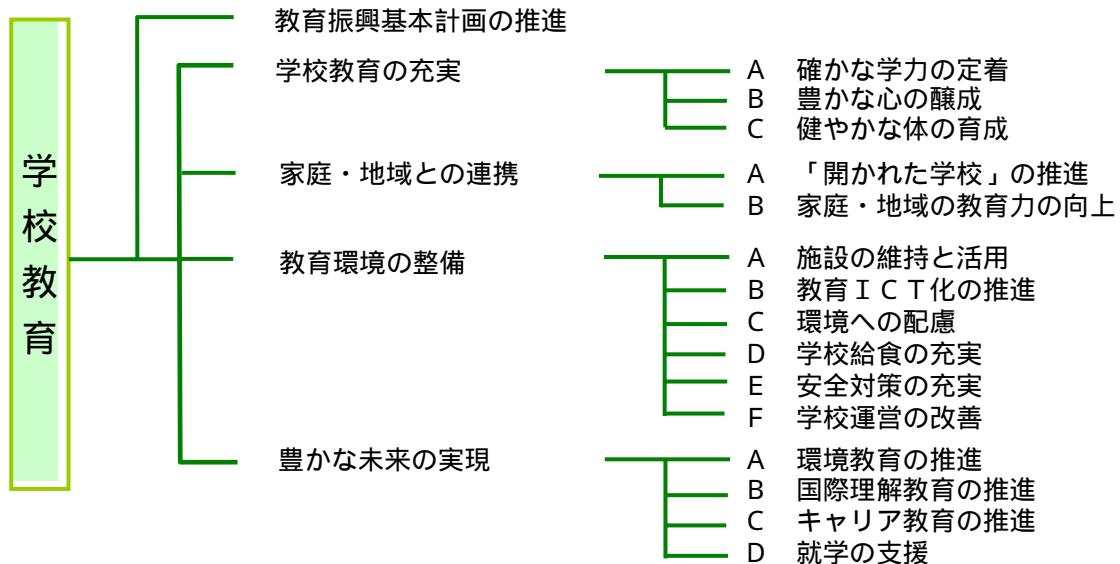
【課題】

教育に対するニーズの高まりや、価値観・倫理観などの変化を背景に、学校は多くの深刻な課題を抱えています。これらに対応していくため、家庭、学校、地域が相互に連携し、地域全体で学校を支える仕組みを整えることが必要となっています。

質の高い教育を提供していくため、教員養成や研修などにより教員の資質や能力の向上に努めるとともに、教員が一人ひとりの子どもに十分に向き合うことができる環境の整備が求められています。

大きな可能性を持つ子どもたちが未来をたくましく切り拓いていくように、子どもたちの確かな学力を育み、豊かな心を醸成し、健やかな体を育てていくことが求められています。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取組の内容
教育振興基本計画の推進	ふるさと昭島の自然や文化を愛し、社会に主体的に貢献できる「たくましい昭島っ子」の育成に向け、教育振興基本計画の総合的な推進をはかります。
学校教育の充実	<p>A 確かな学力の定着</p> <p>家庭での学習の習慣化を促進し、基礎・基本を重視した学習指導の充実に努めるとともに、学習のつまずきを早期に立て直すため補習指導に取り組み、新学習指導要領の着実な実施をはかります。</p> <p>児童・生徒の興味や関心、意欲を高める「分かる授業」を目指し、習熟度別の少人数指導やチームティーチング などに取り組み、個に応じた学習指導の充実に努めます。</p> <p>教員の経験や能力に応じた研修の充実に努めるとともに、OJT の実施などにより経験豊かな教員の実践的知識や指導技術を若手教員に引き継ぎ、教員の力量を高め、指導力の向上をはかります。</p> <p>児童・生徒に対する情報教育を推進し、ICT を活用する能力の育成をはかるとともに、家庭や地域と連携し、情報社会で適正に活動するための基礎となる考え方や態度の習得に努めます。</p> <p>学校図書館の充実に努めるとともに、図書ボランティアなどの活用を推進し、児童・生徒の読書活動の活性化をはかります。</p> <p>特別な支援を必要とする児童・生徒が、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を克服していくように、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育 の推進に努めます。</p> <p>小中学校での学習の連続性を踏まえ、教育活動における小中連携を推進します。</p>

B 豊かな心の醸成

他人を尊重し、認め合うとともに、進んで社会に貢献するなど、児童・生徒が社会の責任ある一員として生きる自覚を促し、そのために必要となる資質を養うため、学校での教育活動全体を通して心の教育を推進します。

障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒や地域の人たちとが、ふれ合い、共に活動する機会を設け、障害のある児童・生徒の経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係の育成に努めるとともに、同じ社会に生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことを学ぶ、交流教育の充実をはかります。

児童・生徒の豊かな情操や規範意識、公共の精神などを育むため、道徳教育や人権教育などの充実をはかります。

集団宿泊活動や奉仕体験活動、文化芸術活動など、他人や社会、自然環境との直接的なかかわりがもてる体験活動の充実をはかります。

スクールカウンセラーの活用や教育相談体制の充実に努め、教育相談を必要とするすべての児童・生徒が適切な相談を受けられる環境の整備をはかるとともに、問題行動を起こす児童・生徒に対しては、**それぞれの学校の状況に応じた、しっかりとした指導を実施します。**

関係機関と連携し、学校に適応できない児童・生徒の教育機会の充実に向けた支援に努めます。

C 健やかな体の育成

児童・生徒の発達段階に応じた適切な体育・保健体育の授業の実施をはかるとともに、家庭科や特別活動などをはじめ、学校全体で、体育や健康に関する指導の充実に努めます。

家庭や地域と連携し、協力して、児童・生徒の健康の保持・増進に関する実践力の育成に努めます。

健康診断の適切な実施をはかり、児童・生徒の健康の保持や疾病の早期発見に努めます。

部活動は、責任感や連帯感を育むとともに学習意欲の向上にもつながります。特に、生徒の体力向上にとって、運動部活動の果たす役割は大きいものがあり、中学校運動部活動の振興により、体力の向上をはかります。

児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、生涯にわたって健康な体を育んでいくため、食育の推進をはかります。食育の推進にあたっては、単に「食」のみへの取組みだけでなく、命の源である「食」を支える「農業」への理解を深める食農教育として位置づけ、その充実に努めます。

<p>家庭・地域との連携</p>	<p>A 「開かれた学校」の推進</p> <p>家庭や地域との連携を強化し、地域に開かれた学校の推進に努め、地域全体で学校を支え、子どもたちを健やかに育む環境を整備します。保護者や地域住民の参画をはかり、地域に開かれた信頼される学校づくりを進め、家庭、地域と一体となった学校の活性化をはかります。学校評議員制度の活用をはかり、地域の声が学校運営に反映される環境の整備に努めます。</p> <p>B 家庭・地域の教育力の向上</p> <p>家庭は、子どもたちが基本的な生活習慣などを身に付け、家族愛のなかで心の居場所を見出す大変重要な場です。家庭教育の自主性を尊重しつつも、家庭との連携を強化し、一体となって家庭教育の充実に努めます。</p> <p>地域や関係機関と連携し、社会全体で家庭教育を支援し、すべての親が自信を持って、安心して家庭教育ができる環境の整備をはかります。</p> <p>地域は、子どもたちが、友達との遊びや世代の異なる様々な人とのふれあいを通して、自立心や自制心を培う場となり、学校教育が効果的に展開される基盤となります。地域との連携と協力を強化し、子どもたちが成長し、発達していく場となる地域の教育力の向上に努めます。</p> <p>地域の人材や学校支援のボランティアの活用をはかり、授業や放課後の学習活動、学校行事や部活動の充実に努めます。</p>
<p>教育環境の整備</p>	<p>A 施設の維持と活用</p> <p>学校の耐震化は平成23年(2011年)度に終了しますが、引き続き、校舎やトイレの改修、除湿温度保持機能の復旧工事などを計画的に進めます。</p> <p>体育館やプールの計画的な維持、管理に努めるとともに、これらの施設の地域開放を推進します。</p> <p>余裕教室の効果的な活用をはかり、時代の変化に対応した、より豊かな教育環境の整備に努めます。</p> <p>児童・生徒が使いやすい施設を目指すとともに、学校施設の地域開放を踏まえ、ユニバーサルデザインに配慮し、施設のバリアフリー化を進めます。</p> <p>施設の安全点検や環境衛生検査の適切な実施をはかり、安全で快適な教育環境の維持に努めます。</p>

B 教育ＩＣＴ化の推進

平成21年(2009年)度に策定した教育ＩＣＴ化の推進方針書に基づき、学校のＩＣＴを推進し、効率的な校務処理の実現による教員の負担軽減をはかるとともに、児童・生徒一人ひとりに対応した、きめ細かな指導の充実に努めます。

ＩＣＴを活用した教科指導を推進し、豊富なデジタル教材を活用した分かりやすい授業や習熟度に応じた指導の充実に努めます。

ＩＣＴの活用により、学校情報の積極的な提供と、地域、保護者、学校の情報連携の充実に努め、開かれた学校の推進をはかります。

教育ＩＣＴの推進にともない、児童・生徒への情報教育の充実に努めるとともに、学校関係者の情報セキュリティ意識の向上に努め、学校が保有する情報の安全な管理を徹底します。

C 環境への配慮

学校の緑化に努め、緑豊かな環境の整備をはかります。

太陽光発電など新エネルギーの導入や、校庭の芝生化など、環境に配慮した整備をすすめます。

D 学校給食の充実

献立内容の工夫や米飯給食の充実、個別食器の採用などを進め、できる限り手作りにこだわった、豊かで楽しい給食の提供に努めます。

安全な給食の提供を第一に、食材の適切な選定や、食品衛生検査などの充実をはかり、安全衛生基準の徹底に努めます。

学校給食施設の計画的な維持、管理に努めるとともに、今後の施設のあり方に関する検討を進めます。

学校給食の食材として、新鮮で安全な地場農畜産物の積極的な活用をはかります。

地場農畜産物の活用を食農教育の機会としてとらえ、児童・生徒の地域の農業への関心と理解を深めていきます。

食の大切さや学校給食の役割、家庭での食事の重要性などについての啓発に努め、家庭における食育の推進をはかります。

E 安全対策の充実

生活安全、交通安全、災害安全に関する安全教育の体系的な実施に努め、子供たちが、生涯にわたって安全な生活を送るために必要な「危険を予測し回避する能力」の育成をはかります。

万一の事態に備えた防災・防犯訓練の実施などに努め、校内における児童・生徒の安全対策を徹底します。

校外において、児童・生徒が事件や事故に巻き込まれないように、登下校時の見守りなど、地域と連携した安全対策の充実をはかります。

	<p>F 学校運営の改善</p> <p>学校が自ら行う自己評価に加え、保護者や学校評議員 等による関係者評価、学識経験者等による第三者評価など、学校評価システム の確立をはかり、結果を公表するとともに、学校運営の改善につなげていきます。</p> <p>「昭島市立学校適正規模適正配置等審議会」の答申を踏まえ、引き続き、学校の規模や配置の適正化について検討を進めます。</p>
豊かな未来の実現	<p>A 環境教育の推進</p> <p>児童・生徒が環境問題に強い関心と深い理解を持ち、主体的に取り組むことができるよう、環境教育を推進します。</p> <p>B 國際理解教育の推進</p> <p>児童・生徒が広い視野を持ち、異文化に関する理解を深め、世界の人々と協調して生きていく態度を身に付けることができるよう、国際理解教育を推進します。</p> <p>国際社会において、相手の立場を尊重しつつ、自分の考え方や意思を伝えることができる基礎的な力を養成するため、段階に応じ、外国語によるコミュニケーション能力の育成をはかります。</p> <p>国際理解教育の推進に向け、児童・生徒が海外の人とふれあう機会や、生徒が海外の学生と相互に交流する機会の提供に努めます。</p> <p>C キャリア教育 の推進</p> <p>児童・生徒の望ましい勤労観や職業観を育み、将来の進路目標につなげていくため、キャリア教育を推進します。</p> <p>キャリア教育の推進により、自立した社会人、職業人として生活していくために必要な資質や能力の育成に努めます。</p> <p>小学校段階から、発達段階に応じた体験活動の充実に努めます。</p> <p>D 就学の支援</p> <p>経済的理由により学用品費や給食費などの支出が困難な家庭を対象として、引き続き、就学援助を実施します。</p> <p>経済的理由により高校や大学への就学が困難な生徒を対象とした、奨学金制度の充実に努めます。</p>

【政策指標】

指標名		現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
家庭学習の習慣が身についていると回答した児童・生徒の割合	小学校	66.4%	➡	➡
	中学校	37.9%	➡	➡
相談できる先生がいると回答した児童・生徒の割合	小学校	52.9%	➡	➡
	中学校	35.5%	➡	➡
学校で学んだ食事や栄養についての知識を日常生活で活かしていると回答した児童・生徒の割合	小学校	60.6%	➡	➡
	中学校	43.8%	➡	➡

学校関係者評価による（平成 20 年度）

2 ともにあゆむ（青少年の育成）

（1）青少年の健全育成

【施策の目指す姿】

心身ともに健康で、他者を思いやる心を持った青少年が、地域社会の一員として成長し、自らの可能性を十分に發揮しています。

【現状と課題】

【現状】

青少年期は、心身の発達に伴い、子どもから若者へと成長するとともに、社会の担い手として生活の基盤を確立し、社会へ参画・貢献していく時期として位置づけられています。青少年の定義は様々ですが、0歳からおおむね30歳未満までが該当するものとされ、平成22年（2010年）1月1日現在の昭島の当該人口は33,874人で、少子化の影響もあり、ここ10年間で、3,500人余り、9.6%の減となっています。

青少年が犯罪の被害者となる事件が相次ぐ一方、青少年による、これまででは考えられなかったような重大事件も発生し、青少年の安全で安心な成長に対する懸念が高まっています。こうしたことの背景として、家族や周囲との円滑な関係やコミュニケーションの欠如、不安定な就労環境、保護者の経済的な困難や周囲からの孤立などが指摘されています。

平成20年（2008年）に昭島警察署が補導した不良行為少年（非行少年には該当しないが、喫煙等の不良行為により補導された20歳未満の者）は702人となっています。補導数は、平成13年（2001年）をピークに、減少傾向にありますが、人口1,000人あたりの補導数を見ると、昭島警察署管内（64人）は多摩地域の平均（34人）を上回っています。

国は、平成20年（2008年）に新たな「青少年育成施策大綱」を策定し、一人ひとりの青少年の健やかな成長を保障する社会の実現を目指し、青少年育成施策の推進をはかっています。

【課題】

青少年は、家族にとっても、社会にとっても、可能性を秘めた掛け替えのない存在です。こうした青少年が健やかに成長し、それぞれの可能性を最大限に發揮できるように、青少年の立場に立ち、現在の生活と将来の成長の両面を支援していくことが必要です。

青少年の健全育成については、0歳からおおむね30歳までの幅広い年齢層を対象としているため、幼年期、学童期、思春期、青年期及びポスト青年期の各年齢期ごとに、その特性や個人差に配慮し、各年齢期の連続性を重視するとともに、縦割りの対応を排除した総合的な施策の展開が求められています。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取組の内容
健全育成体制の整備	<p>A 健全育成組織の充実 青少年の健全育成に関わる地域の活動を支援します。</p> <p>青少年の健全育成に関わるすべての組織の連携を深め、健全育成体制の充実に努めます。</p> <p>関係機関相互のネットワークを充実させ、情報の収集と提供をはかり、情報の共有と一体的な活用を進めます。</p> <p>青少年の健全育成に関わるすべての組織や個人が、青少年との信頼関係の上に、相互に協力しながらそれぞれの役割に取り組む体制の整備を進めます。</p> <p>B 相談活動の充実 専門の相談員による相談活動の充実に努め、青少年の育成を担う保護者が、必要なときに身近できめ細かな相談を受けられる環境を整備します。</p> <p>C 青少年団体の育成 子ども会や青少年グループなど、青少年が自ら参加し活動する団体の育成を支援します。</p> <p>小学生リーダーを始めとした段階的な青少年リーダーの育成をはかるとともに、その活用の場の充実に努めます。</p> <p>D 健全な社会環境の確保 青少年の事故や非行を未然に防ぐため、相談・指導体制を充実するとともに、非行防止などに関する市民への啓発に努めます。</p> <p>地域や関係機関との連携により、有害図書対策や薬物乱用防止啓発活動の推進をはかります。</p>

<p>年齢期ごとの取組み</p>	<p>A 一体的で連続した取組み 青少年の健全育成については、年齢期ごとの特性や個人差に十分配慮するとともに、各年齢期の連続性の確保をはかり、家庭や地域、関係機関と一緒にした取組みを進めます。</p> <p>B 乳幼児期 児童福祉や幼児教育に関する施策の展開により、幼児の心身の調和の取れた発達を支援し、健やかな成長の基礎形成をはかります。 地域全体で子育てを支援する環境の整備や保育サービスの充実など、ワーク・ライフ・バランス の実現により、子育て家庭の支援を進めます。</p> <p>C 学童期 学校教育の充実に向けた施策の展開により、確かな学力の定着、豊かな心の醸成、健やかな体の育成をはかります。 環境教育や国際理解教育、キャリア教育 などを推進し、青少年の社会的な自立や未来の成長につながる支援をはかります。</p> <p>D 思春期 家庭、地域、学校の連携により、日常生活能力や社会生活能力の習得を支援するとともに、勤労観や職業観、職業に関する知識や技能の育成をはかります。 思春期にある若者の特性に配慮し、適切な距離感により成長を支援し、必要となる社会規範や知識、能力を身に付け、大人への移行がスムーズに開始できるような環境の整備に努めます。 家庭や地域、関係機関の連携により、非行の未然防止、早期発見、早期対応に努めるとともに、思春期に多く見られる心の問題に対する相談体制の充実に努めます。</p> <p>E 青年期・ポスト青年期 就業や起業、職業能力の向上などの支援に努め、青少年の社会的自立を進めます。</p>
<p>体験と交流の推進</p>	<p>A 体験活動の充実 青少年が自然を直接体験できる機会を提供し、環境に対する興味や関心を高め、自然環境を大切にする心を育てます。 体験学習の充実に努め、他人と協調し、他人を思いやる心や、自尊感情の育成をはかります。 青少年が自ら計画して、主体的に判断し、協調して実現する、体験的な活動の場を設けます。</p> <p>B 交流活動の推進 青少年の交流事業の推進をはかり、幅広い視野と相互の理解を深め、自立心や国際理解力を養います。</p>

【政策指標】

指標名	現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
青少年フェスティバルの参加者数	21,000 人 1		
昭島警察署による不良行為少年の補導数	702 人 2		

1 事務報告書（平成 20 年度）による。

2 子ども育成課（平成 20 年）による。

3 「あきしまらしさ」を築く（市民文化・学習・スポーツの推進）

（1）生涯学習

【施策の目指す姿】

誰もが自分の意思で、自由に学ぶことができる環境が整い、地域のつながりときずなを実感し、豊かな人生を送っています。

【現状と課題】

【現状】

内閣府が平成20年（2008年）に実施した生涯学習に関する世論調査によると、今後、生涯学習をしてみたいと回答した者の割合は7割を超えていました。また、その理由については、興味があり、趣味を広げ豊かにするため（59.1%）、健康・体力づくりのため（40.5%）、他の人との親睦を深めたり、友人を得るため（38.1%）が上位3項目（複数回答）となっています。

平成21年（2009年）に実施した市民意識調査では、生涯学習のなかで関心のあるものとして、ジョギング、テニス、ハイキングなどのスポーツ・レクリエーション（37.3%）、栄養、健康法などの健康管理のための学習（28.9%）、英会話、パソコンなどの資格や技能の習得のための学習（28.4%）が上位3項目（複数回答）となっています。

近年、生涯学習は、いわゆる「生きがい・教養」だけでなく、職業能力の向上や新たな技術等の習得、地域や家庭の教育力の向上、子どもたちの基本的な生活習慣の習得など、幅広い分野を担っており、生涯学習の充実により、一人ひとりの資質、能力の向上を通して社会全体の活性化をはかることが求められています。

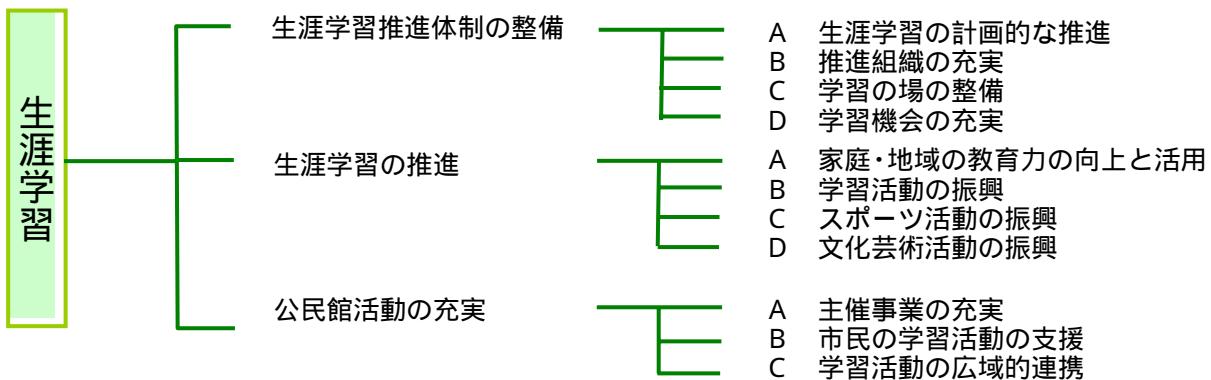
昭島市では、平成15年（2003年）に生涯学習推進計画を策定し、市民相互と地域のつながりを育てる生涯学習を目標とし、その推進をはかっています。

【課題】

すべての者が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所で学習することができ、その成果を適切に活かすことができる生涯学習社会の実現が求められています。

学校、家庭、地域、行政が連携し、協力しながらそれぞれの教育力の向上に努め、社会全体で生涯学習の推進をはかる必要があります。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取組の内容
生涯学習推進体制の整備	<p>A 生涯学習の計画的な推進 生涯学習推進計画に基づき、引き続き、生涯学習の計画的な推進に取り組むとともに、同計画の計画期間を踏まえ、計画の見直し（第二次計画の策定）をはかります。 教育振興基本計画に基づき、家庭や地域の教育力の向上と活用に努めるとともに、市民の学習活動、スポーツ活動、文化芸術活動の振興をはかります。</p> <p>B 推進組織の充実 生涯学習校区協議会に関する情報の提供と啓発をはかり、協議会の組織の拡大と活動の充実に努めます。 生涯学習を担う人材の発掘と育成に努めるとともに、生涯学習に関わる個人や団体のネットワーク化を推進します。</p> <p>C 学習の場の整備 多目的な機能を有した社会教育複合施設の整備について、引き続き検討を進めます。 市立会館や学校など、既存の公共施設の多目的な活用を進め、生涯学習の場の充実に努めます。</p> <p>D 学習機会の充実 対象別、課題別の学習講座を多様な方法で開設し、学習機会の充実をはかります。 多摩地区の大学や企業など地域の教育資源の積極的な活用をはかります。 昭島の文化財めぐりや、企業での参加型のイベントなど、体験的な観光が生涯学習につながる側面もあります。観光とコラボレーションした生涯学習の提供を進め、相互の振興をはかります。</p>

生涯学習の推進	<p>A 家庭・地域の教育力の向上と活用 家庭の自主性を尊重しながら、家庭、地域、学校、関係機関との連携と協力により、家庭の教育力の向上に努めます。 地域の人才やボランティアの活用をはかるとともに、家庭、地域、学校、関係機関が連携し、協力して地域ぐるみの教育を推進します。</p> <p>B 学習活動の振興 市民の学習ニーズを的確に把握し、学習講座の充実をはかり、いつでもどこでも学ぶことのできる生涯学習社会の実現に向け、学習の機会と場の充実に努めます。 生涯学習の成果が適切に評価され、それを地域に還元していく環境の整備を進め、学習意欲の向上や学習者相互のネットワーク化をはかり、生涯学習の振興が地域の活性化につながるまちづくりを進めます。</p> <p>C スポーツ活動の振興 スポーツ振興計画を基本とし、誰もが生涯を通してスポーツを楽しみ、健康で明るい生活が送れるように、生涯スポーツ活動の振興に努めます。</p> <p>D 文化芸術活動の振興 昭島市文化芸術の振興に関する基本方針に基づき、市民の文化芸術活動の振興をはかり、心豊かで活力ある昭島の実現に努めます。</p>
公民館活動の充実	<p>A 主催事業の充実 対象別や課題別の各種講座など、市民の学習ニーズを的確に捉えた主催事業の充実に努めます。 学習講座の企画、運営への参画を進めるなど、市民の主体的な活動による、生涯学習の推進をはかります。 新たに公民館活動に参加しようとする市民が参加しやすい環境の整備をはかります。</p> <p>B 市民の学習活動の支援 市民の自主的な学習活動の支援を進めるとともに、市立会館など、既存の施設を活用した地域公民館事業の充実に努めます。</p> <p>C 学習活動の広域的連携 学習活動の広域的な連携をはかり、社会の変化に対応した学習活動の充実に努めます。</p>

【政策指標】

指標名		現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
各種学級・講座の参加者数	市民講座	140人		
	市民大学	310人		
	地域公民館事業	455人		

事務報告書（平成20年度）による

(2) 図書館活動

【施策の目指す姿】

図書館が地域に開かれた知の拠点として市民の学びを支え、暮らしに役立ち、人と本のよりよい出会いの場となっています。

【現状と課題】

【現状】

市民図書館は本館と2つの分館、2つの分室、移動図書館で運営されています。平成22年(2010年)4月1日の蔵書数は329,971冊、個人登録者は25,911人で、登録率は22.8%となっていますが、登録率については減少傾向にあります。また、平成21年(2009年)度の貸出冊数は691,372冊で、市民一人当たり6.1冊となっています。

市民図書館では、録音図書の貸出しや対面朗読の実施など、図書館利用に障害のある方の読書活動を支援しています。また、図書館の資料や機能を活用して、利用者の調査・研究のための援助や情報提供(レファレンスサービス)を行なっており、平成21年(2009年)度には2,545件の相談を受付けています。

市民図書館では、小金井市と図書館システムを共同利用するとともに、福生市、あきる野市と相互利用を行うなど、広域的な連携を推進しています。

市民図書館では、平成19年(2007年)3月に子ども読書活動推進計画を策定し、同計画に基づき、子どもと本とを「つなぐ」読書環境の整備を進め、子どもたちが本と出会い、自ら本を楽しみ、読書する力を身につけて、豊かな人間としてよりよく成長していくように、子どもの読書活動を支援しています。

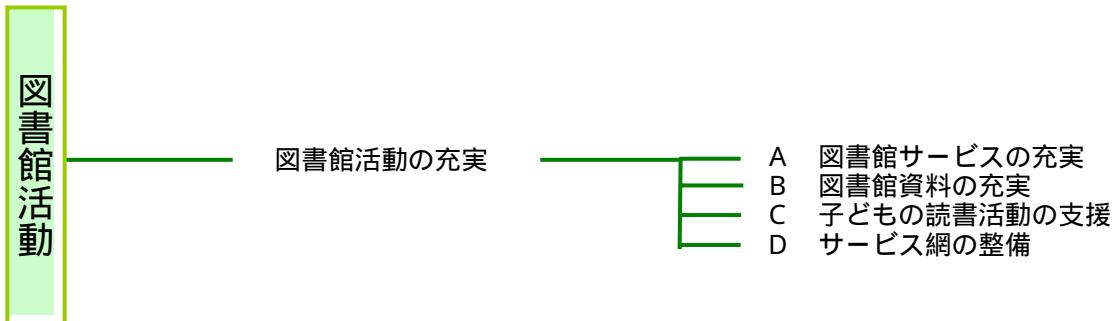
【課題】

これから図書館では、閲覧や貸出、リクエストなどの基本的なサービスの充実だけでなく、経営の効率化、学校図書館や他の図書館との広域的な連携など、利用者の視点に立った事業の展開が必要となっています。

これから図書館には、読書活動を支援するだけでなく、地域の課題や市民が日常生活をおくる上での問題解決に必要な資料や情報を提供するなど、地域や住民の課題解決を支援する社会教育施設としての役割が求められています。

市民図書館(本館)の敷地は、都市計画道路の事業区域となっており、事業化に伴い施設を移転する必要があります。事業化の推移や社会教育複合施設の整備計画などを踏まえ、中央図書館の建設について検討する必要があります。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取組の内容
図書館活動の充実	<p>A 図書館サービスの充実 隣接自治体との相互利用を推進するとともに、市民が利用しやすい図書館を目指し、サービスの充実に努め、利用者の利便性の向上をはかります。 引き続き、図書館の利用に障害のある方の読書活動の支援に努めます。 図書館は、利用者のニーズに応じ、さまざまな形で活用することができます。図書館の上手な使い方を市民に分かりやすく周知し、市民が暮らしの中で積極的に図書館を活用してくれる環境の整備をはかります。 インターネットやデータベース、電子媒体などの有効な活用をはかるとともに、ホームページの充実に努め、地域の多様な情報源として、レファレンスサービスや地域の課題解決への支援を充実します。</p> <p>B 図書館資料の充実 利用者のニーズや社会的要請を考慮し、図書館資料の充実に努めるとともに、図書館で利用しなくなった書籍などは、リサイクル本として、再利用を進めます。 地域の課題や日常生活で生じた問題の解決に向け、必要となる資料や情報の適切な収集に努めるとともに、利用者が有効活用できるよう分類、目録、配架、展示等に配慮し、付加価値を高めた提供に努めます。</p> <p>C 子どもの読書活動の支援 子どもと本の出会いから読書習慣の確立に至るまで、子どもの発達段階に応じ、家庭、学校、地域と連携し、子どもと本をつなぐ読書環境の整備を進めます。</p> <p>D サービス網の整備 多様化する市民ニーズに対応するため、社会教育複合施設の整備計画や図書館の全体的な計画を勘案するなかで、拠点的機能を有した中央図書館の検討を進めていきます。</p>

【政策指標】

指標名	現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
市民の登録率	22.8% 1		
市民 1 人あたりの貸出冊数	6.1 冊 2		

1 市民図書館（平成 22 年 4 月 1 日）による。

2 市民図書館（平成 21 年度）による。

(3) 文化・芸術

【施策の目指す姿】

あきしまの地域に根ざした市民文化がいきいきと花開き、誰もが文化芸術を身近で味わい、豊かで潤いのあるくらしを実感しています。

【現状と課題】

【現状】

国は、文化芸術振興基本法の規定に基づき、平成19年（2007年）に文化芸術の振興に関する基本的な方針（第2次基本方針）を策定し、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進をはかっています。

昭島市では、市制施行50周年を記念し、「彫刻銀河」として、総合スポーツセンターに昭島ゆかりの彫刻家7名の作品を常設しています。また、昭島の郷土芸能を一堂に会した「郷土芸能まつり」を市民や企業との協働により開催したり、市役所庁舎で市民ロビーコンサートを実施するなど、市民が文化芸術活動を発表する場や身近で文化芸術に触れる機会の提供に努めています。

昭島市では、現在、多くの市民が日常的に、公民館や市立会館などをを利用して活発に文化芸術活動を行っています。こうした市民の日頃の活動は、毎年10月中旬から11月初旬にかけて開催される市民文化祭でその成果が発表されています。この市民文化祭は80を超える市民や団体が参加し、演奏・演芸、展示、対局・つどいなど多彩な催物が実施され、その企画・運営は、各部門から選出された運営委員によって担われています。毎年、延べ1万5千人を超える市民が鑑賞に訪れ、市民相互の交流の場ともなっています。

平成21年（2009年）度に実施した市民意識調査では、この1年間に音楽、演劇、美術などを外出して鑑賞したことがある市民の割合は46.9%となっており、「興味はあるが、機会がない」「近くで鑑賞する機会があれば、鑑賞したい」と興味を示した市民の割合は34.8%、「興味がない」とする市民は15.0%となっています。

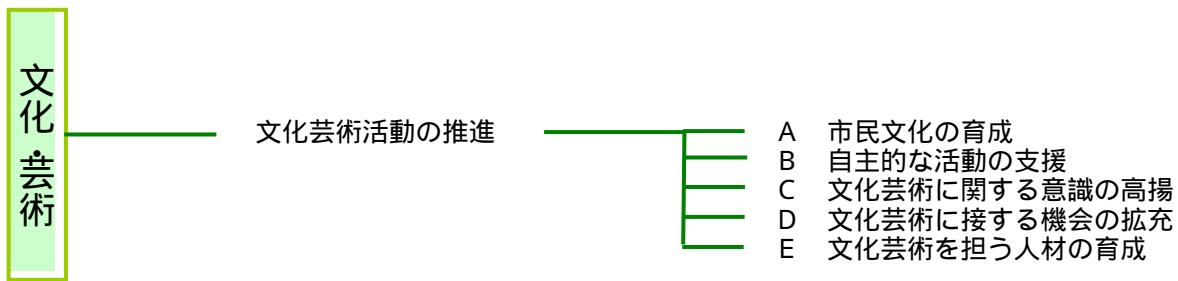
昭島市では、平成20年（2008年）に、昭島の文化芸術の振興をはかるため、昭島市文化芸術振興基本条例を制定するとともに、同条例に基づき、平成22年（2010年）に文化芸術の振興に関する基本方針を策定し、今後の文化芸術振興施策の方向性を明らかにしました。

【課題】

これまで地域で培われてきた、地域に根ざした多様な文化芸術の振興は、昭島の文化芸術が発展していく源泉となります。市民が生涯を通じて身近に文化芸術に接し、個性豊かな文化芸術活動を行うことができる環境の整備が求められています。

文化の多様性の理解に向けた国際理解教育や文化芸術に関する教育の充実に努め、子どもの豊かな心や感性を養うとともに、創造力やコミュニケーション能力を育み、国際社会で活躍する人材や地域文化の担い手を育成することが求められています。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取組の内容
文化芸術活動の推進	<p>A 市民文化の育成 地域の文化力の向上に努め、あきしましさを育み、地域に根ざした市民文化の育成をはかります。 市民が文化芸術に親しみ、感動や喜び、やすらぎなどを享受することができるよう、市民が身近な場所で文化芸術に触れることができる環境の整備に努めます。 他の自治体との広域的な連携や、文化団体、芸術家とのネットワークの形成を進めるとともに、文化芸術に関する情報の収集と提供の充実に努めます。</p> <p>B 自主的な活動の支援 生涯学習としての文化芸術関連事業の提供や高齢者の豊かな知識や経験が活用できる場の提供をはかるとともに、障害者の文化芸術活動の支援に努めます。 活動場所の提供や発表機会の拡充など、文化芸術活動団体への支援に努めます。 既存施設の利用に関する利便性の向上や、学校施設などの有効活用に努め、市民の文化芸術活動の場の拡充をはかります。</p> <p>C 文化芸術に関する意識の高揚 文化芸術に関する市民の関心と理解を高め、市民一人ひとりが文化芸術を身近に感じ、親しむことができるまちづくりを進めます。 市民が幅広く文化芸術の魅力を理解し、豊かな感性や創造力を養うことができる環境の整備をはかります。 市民の文化芸術に関する意識を高め、人材育成を進める観点から、文化芸術に関する顕彰制度の検討を進めます。</p>

D 文化芸術に接する機会の拡充

文化芸術のすばらしさを感じ、受け止めることのできる豊かな感性や創造力を育むため、身近なところで文化芸術に接する機会の提供をはかります。

多感な時期を過ごす子どもたちの豊かな心や感性を養うため、子どもたちが優れた文化芸術作品に触れ、文化芸術の魅力を理解する機会の拡充に努めます。

昭島ゆかりの芸術家の作品発表会を開催するなど、地域につながりのある文化芸術に接する機会の充実に努めます。

E 文化芸術を担う人材の育成

現在、文化芸術活動を担っている人や団体への支援に努めるとともに、将来の昭島の文化芸術を担う人材の確保と育成をはかります。

文化芸術に関する指導者や専門家への支援をはかるとともに、これらの人材の活用と長期的視野に立った育成に努めます。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
この1年間に、音楽・演劇・美術などを外出して鑑賞したことがある市民の割合	46.9% 1	↗	↗
市民文化祭の参加者数	16,659人 2	↗	↗

1 市民意識調査（平成21年度）による。

2 事務報告書（平成20年度）による。

(4) スポーツ・レクリエーション

【施策の目指す姿】

市民一人ひとりが、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツやレクリエーションに親しみ、交流を深め、心身ともに健康で明るく豊かな生活をおくっています。

【現状と課題】

【現状】

情報化の進展や科学技術の高度化などにより、人間関係が希薄となり、精神的なストレスが増大したり、日常生活において体を動かす機会が減少し、体力が低下するなどの、心身両面にわたる健康上の問題が指摘されています。

スポーツやレクリエーションに親しむことは、体力の向上や、精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持増進につながり、高齢化の進展や生活が便利になり体を動かす機会が減少した現代社会においては、極めて大きな意義があります。

平成21年(2009年)度に実施した市民意識調査では、スポーツやレクリエーションをほとんどしていない市民の割合は50.5%となっています。また、市民がスポーツやレクリエーションをしている頻度は、月1回程度が12.1%、週1回程度が24.7%、毎日が11.8%となっています。

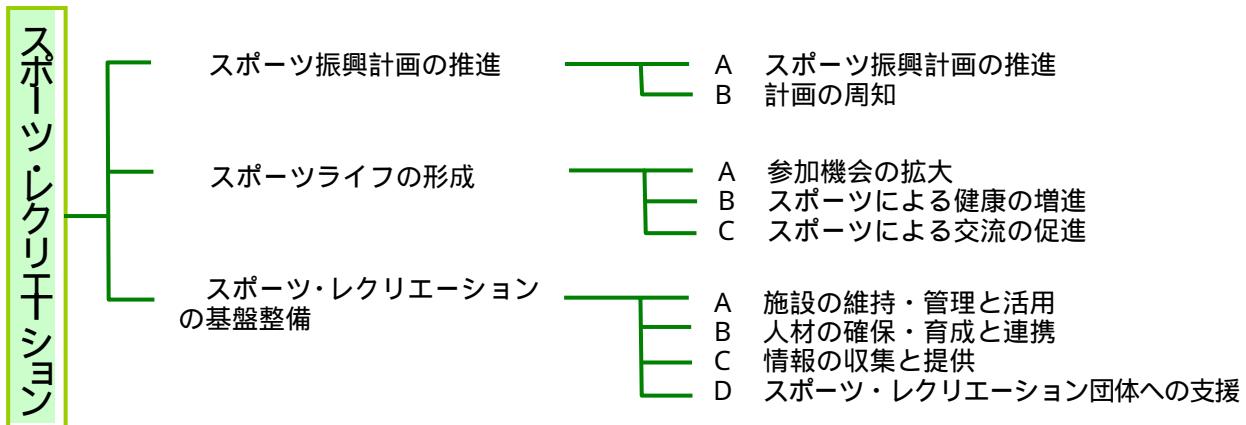
昭島市では、すべての市民が年齢や体力に応じて、スポーツやレクリエーションに親しむことができるよう、「スポーツ振興計画」を策定し、すべての市民がより健やかに、より豊かになる地域スポーツ社会の形成を進めています。

【課題】

スポーツやレクリエーションをしていない市民や、機会の少ない市民の誰もが、自らの健康状態や運動能力に応じて、自分に適したスポーツやレクリエーションを楽しむことができる環境の整備が求められています。

スポーツを持続的に行うためには、地域の人々が一緒に楽しく、いつまでもスポーツができる環境を整えていくことが大切です。このため、様々な世代が、様々なスポーツを行うことができ、地域の住民が中心となり自主的に運営していく「総合型地域スポーツクラブ」の育成を進める必要があります。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取組の内容
スポーツ振興計画の推進	<p>A スポーツ振興計画の推進 スポーツ振興計画の推進をはかり、すべての市民がより健やかに、より豊かになる地域スポーツ社会の形成を推進します。</p> <p>B 計画の周知 スポーツ振興計画の周知に努め、市民のスポーツに関する意識の高揚をはかり、スポーツへの参加を推進します。</p>
スポーツライフの形成	<p>A 参加機会の拡大 スポーツをしていない市民やほとんどしていない市民の参加を促進するため、初心者や勤労者、女性を対象としたスポーツ教室の充実をはかります。 障害者のスポーツへの積極的な参加とスポーツを通じた地域参加を支援します。 ライフステージに応じたスポーツの普及に努め、身近で気軽にスポーツに親しめる環境の整備をはかります。</p> <p>B スポーツによる健康の増進 「自らの健康は自ら守る」という、市民の自主的な健康づくりを支援するため、健康の維持・増進、技術・競技力の向上、生活習慣病・介護予防など、市民のライフステージに応じた生涯スポーツの普及をはかります。</p> <p>C スポーツによる交流の促進 昭島だけでなく、周辺都市などで開催される様々なスポーツ大会やイベントなどの開催を支援し、スポーツを通じた交流の促進に努めます。 地域の様々な世代が参加し交流するスポーツ大会の開催や地域のスポーツ団体相互の交流を目的とした大会の開催などを推進し、地域における交流を促進します。</p>

<p>スポーツ・レクリエーションの基盤整備</p>	<p>A 施設の維持・管理と活用</p> <p>スポーツ・レクリエーションの場として提供している既存施設の適切な維持管理に努めるとともに、施設利用の利便性の向上に努めます。地域のスポーツ・レクリエーションの活動拠点として、地域における身近な公共施設である学校施設の有効活用をはかります。民間スポーツ施設や国営昭和記念公園などの効果的な活用を推進します。</p> <p>B 人材の確保・育成と連携</p> <p>地域のスポーツ・レクリエーションの振興を支える人材の確保と育成をはかるとともに、地域で活動する団体の組織化、ネットワーク化を推進します。</p> <p>地域のスポーツ・レクリエーションを支える指導者の育成と支援に努めます。</p> <p>トップアスリートやスポーツトレーナー、スポーツドクターなど、技術力や専門性の高い人材の確保に向けた連携の推進に努めます。</p> <p>C 情報の収集と提供</p> <p>スポーツ・レクリエーションに関する適切な情報の収集に努め、必要な情報に、必要なときにアクセスできる環境の整備をはかります。</p> <p>ＩＣＴを活用した、施設の予約情報のタイムリーな提供や、施設予約手続の利便性の向上をはかります。</p> <p>D スポーツ・レクリエーション団体への支援</p> <p>総合型地域スポーツクラブの活動を支援し、その育成に努め、地域スポーツの計画的、組織的な推進をはかります。</p> <p>地域のスポーツ・レクリエーション団体の支援に努めるとともに、その組織化を推進し、活動の活性化をはかります。</p>
---------------------------	--

【政策指標】

指標名	現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
週1回以上スポーツ・レクリエーションを行っている市民の割合	36.5%	↗	↗

市民意識調査（平成21年度）による。

(5) 文化財

【施策の目指す姿】

地域の暮らしの中で守られ、継承された文化財が、先人の知と技を伝え、個性あふれる地域文化の核となっています。

【現状と課題】

【現状】

昭島には、国指定文化財が1件、東京都指定文化財が10件、昭島市指定文化財が24件あり、その保護・保存に努めています。また、多摩川沿いを中心に昭島に集落が形成されてから現代にいたるまで、その時代時代に生きた人々の生活や文化を調査し、その記録保存に努めています。

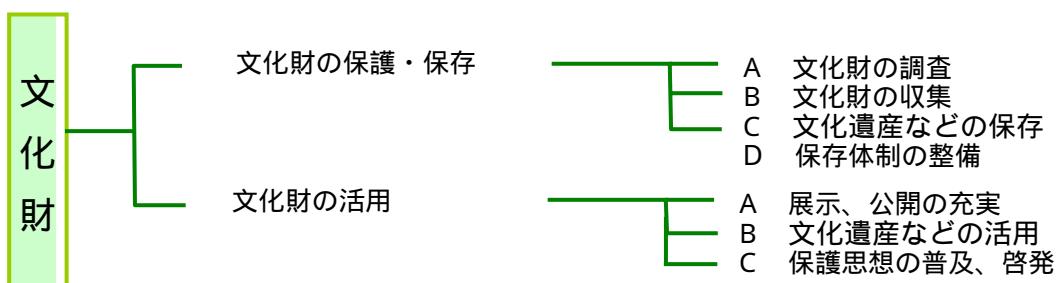
昭島市では、平成14年(2002年)3月から、市内から発掘された石器、土器類や市民から寄贈を受けた生活民具、古文書などを体系的に展示した、郷土資料室を開設し、古代から現代までの郷土の歴史、文化を紹介しています。

【課題】

文化財は、地域の伝統的な文化が結実した、地域の歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な資産であるとともに、将来の地域づくりの核となるものとして、確実に次世代に継承していくことが求められています。

都市化による生活様式の変化や宅地開発などにより、身近な文化遺産の継承を危ぶむ声もあります。これらの文化遺産を後世に伝え、地域の文化資産として活用を図るため、その調査と保護・保存が求められています。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取組の内容
文化財の保護・保存	<p>A 文化財の調査 地域の文化財の調査に努め、関連する文化財の総合的な把握と長期的な視野に立った計画的な保護、活用をはかります。</p> <p>B 文化財の収集 引き続き、埋蔵文化財や民具、古文書などの収集をはかるとともに、その整理、記録、保存に努めます。また、文化財資料の充実にも努めます。</p> <p>C 文化遺産などの保存 歴史の営みのなかで生み出され、守り伝えられてきた文化遺産や伝統的な文化芸術は、市民の共通の財産です。将来の文化芸術の発展の基礎とするため、その保存と継承に努めます。 祭礼などにより、地域で守り伝えられてきた有形の文化財については、必要に応じ適切な補修をはかり、後世に大切に継承していきます。</p> <p>D 保存体制の整備 収集、保存した文化財の適切な管理をはかるとともに、保存、収蔵スペースの確保に努めます。</p>
文化財の活用	<p>A 展示、公開の充実 学校教育や社会教育、レクリエーションの場などにおいて、文化財の効果的な活用をはかります。 アキシマクジラなど市の歴史と伝統を広く紹介するため、郷土資料室の活用をはかるとともに、文化財マップなどの活用により、文化財に関する情報の提供に努めます。 多目的な機能を有した社会教育複合施設の整備にあわせ、新たな展示保存スペースの確保を検討します。</p> <p>B 文化遺産などの活用 市民が、歴史的な文化遺産や伝統的な文化芸術に身近にふれることで地域に対する理解や愛着が育まれていきます。歴史的な文化遺産や伝統的な文化芸術に関する情報提供を充実し、市民の関心を高めて、文化事業の振興に向けた、さらなる活用をはかります。 地域で伝承されてきた郷土芸能や有形の文化財などについては、多くの人がこれらに触れることができる機会を充実させ、昭島に人を呼ぶ観光資源としての活用をはかります。その一環として、市内の郷土芸能が一堂に会する「郷土芸能まつり」の定着に努め、質の高い昭島の伝統文化を市の内外にアピールしていきます。</p>

C 保護思想の普及、啓発

文化財に関するパンフレットの発行や講座の開催、文化財めぐりなどを実施し、市民の文化財に対する関心と認識を深め、文化財保護思想の普及、啓発をはかります。

文化財の保護などに関し、自主的な活動を行っている個人や団体との連携に努めるとともに、文化財に関する情報の共有をはかります。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
郷土資料室の入場者数	581	↗	↗

事務報告書（平成 20 年度）による。